

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【事業年度】 第13期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 CEO
細谷 敏幸

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員財務・IR統括部長
山室 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員財務・IR統括部長
山室 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	1,253,457	1,256,386	1,196,803	1,119,191	816,009
経常利益 又は経常損失() (百万円)	27,418	27,325	31,995	19,771	17,171
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 () (百万円)	14,976	960	13,480	11,187	41,078
包括利益 (百万円)	13,295	8,688	2,520	17,794	39,528
純資産額 (百万円)	579,782	588,091	585,715	550,161	508,275
総資産額 (百万円)	1,312,074	1,275,535	1,247,427	1,223,800	1,198,303
1株当たり純資産額 (円)	1,460.32	1,478.74	1,475.74	1,426.61	1,317.23
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失() (円)	38.27	2.47	34.58	28.90	107.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	38.11	-	34.41	-	-
自己資本比率 (%)	43.4	45.2	46.1	44.3	41.9
自己資本利益率 (%)	2.6	0.2	2.3	2.0	7.9
株価収益率 (倍)	31.9	-	32.4	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	35,373	72,972	28,286	16,281	1,197
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,913	26,981	22,450	9,965	4,737
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,413	52,753	9,063	20,259	29,733
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	60,024	53,969	50,147	76,659	102,797
従業員数 (名)	12,382	14,269	13,211	12,453	11,588
(外 平均臨時雇用者数)	(12,539)	(11,893)	(10,521)	(9,146)	(8,419)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

3 第11期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、第10期については、遡及適用後の数値を記載しております。

4 第12期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社等について国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。なお、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しているため、第11期以前の過年度情報を修正再表示しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	35,970	15,572	14,542	18,624	23,728
経常利益 (百万円)	23,479	7,054	4,559	8,894	12,388
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	22,381	2,539	8,697	5,723	4,191
資本金 (百万円)	50,328	50,461	50,573	50,790	50,995
発行済株式総数 (千株)	395,232	395,482	395,694	396,100	396,459
純資産額 (百万円)	467,488	465,692	452,583	443,836	444,913
総資産額 (百万円)	784,322	741,614	718,654	742,872	777,598
1株当たり純資産額 (円)	1,195.09	1,189.52	1,155.16	1,162.61	1,163.78
1株当たり配当額 (円)	12.00	12.00	12.00	12.00	9.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(3.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失() (円)	57.19	6.52	22.31	14.78	11.02
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	56.96	6.49	-	14.72	10.97
自己資本比率 (%)	59.4	62.5	62.7	59.5	57.0
自己資本利益率 (%)	4.9	0.5	1.9	1.3	0.9
株価収益率 (倍)	21.4	180.1	-	42.6	70.7
配当性向 (%)	21.0	184.1	-	81.2	81.7
従業員数 (名)	618	305	425	349	493
(外 平均臨時雇用者数)	(182)	(94)	(124)	(145)	(114)
株主総利回り (%)	93.8	91.1	87.8	51.6	63.5
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	1,469	1,420	1,432	1,142	871
最低株価 (円)	885	1,055	1,042	541	479

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

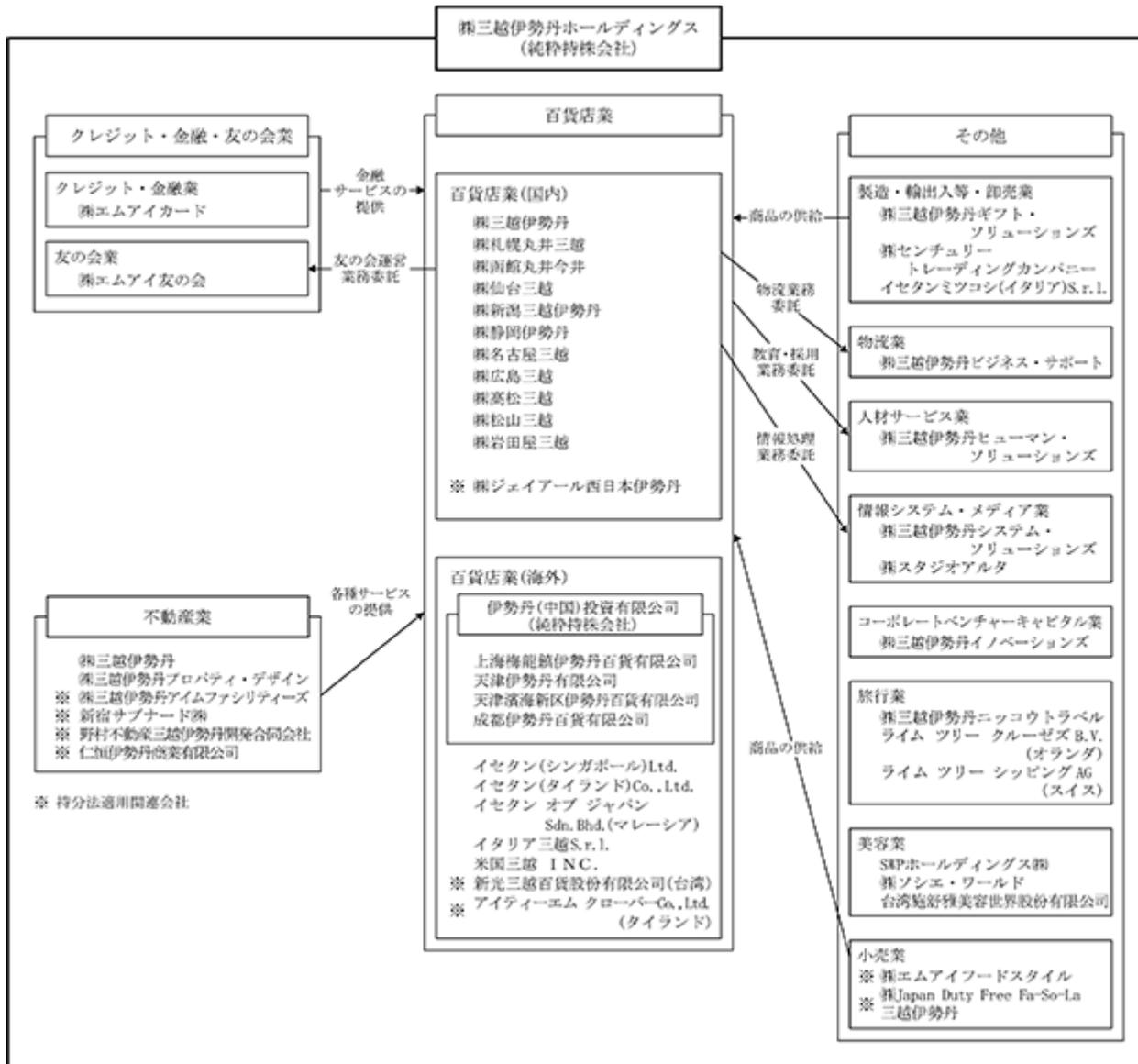
- 2007年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 2007年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 2008年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 2009年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 2009年6月29日 2009年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 2009年10月8日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 2010年3月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 2010年4月1日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 2010年9月11日 株式会社三越の銀座店が増床りモデルオープンしました。
- 2010年10月1日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 2011年4月1日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 2012年3月31日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越新宿アルコット店の営業を終了いたしました。
- 2017年3月20日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越千葉店及び三越多摩センター店の営業を終了いたしました。
- 2018年3月21日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹松戸店の営業を終了いたしました。
- 2019年9月30日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹相模原店及び伊勢丹府中店の営業を終了いたしました。
- 2020年3月22日 当社は、株式会社新潟三越伊勢丹の新潟三越の営業を終了いたしました。
- 2020年6月15日 当社は、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社38社、持分法適用関連会社9社、非連結子会社22社、持分法非適用関連会社2社（2021年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業等を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、新光三越百貨股份有限公司(台湾)、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)	連結子会社 21社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 2社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社
不動産業	(株)三越伊勢丹、(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン、(株)三越伊勢丹AIMファシリティーズ、新宿サブナード(株)、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、仁恒伊勢丹商業有限公司	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 4社 非連結子会社 1社 持分法非適用関連会社 2社
その他	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル、(株)センチュリートレーディングカンパニー、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、(株)スタジオアルタ、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、SWPホールディングス(株)、(株)ソシエ・ワールド、台湾施舒雅美容世界股份有限公司、ライム ツリー クルーゼズB.V.(オランダ)、ライム ツリー シッピング AG、(株)エムアイフードスタイル、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	連結子会社 14社 持分法適用関連会社 2社 非連結子会社 19社



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越伊勢丹 4、6	東京都新宿区	10,000	百貨店業 不動産業	100.0	役員の兼任 5名 資金の貸付
(株)札幌丸井三越	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
(株)名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名 資金の借入
(株)広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
(株)高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
(株)松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	
(株)岩田屋三越 7	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
伊勢丹(中国)投資有限公司 4	中華人民共和国 上海市	米ドル 60,371,000	百貨店業(持株 会社)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
天津濱海新区伊勢丹百貨有限 公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 12,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 18,019,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド) Co.,Ltd. 2	タイランド バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 20,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 フロリダ州	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イタリア三越S.r.l.	イタリア ローマ市	ユーロ 5,118,300	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイカード	東京都中央区	1,100	クレジット・金 融・友の会業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
(株)エムアイ友の会	東京都中央区	100	クレジット・金 融・友の会業	100.0 (100.0)	資金の借入
(株)三越伊勢丹プロパティ・デ ザイン	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	役員の兼任 1名
(株)三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都中央区	90	その他(情報シ ステム・メディ ア業)	100.0	
(株)スタジオアルタ	東京都中央区	100	その他(情報シ ステム・メディ ア業)	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	東京都新宿区	100	その他(人材サービス業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート	東京都新宿区	50	その他(物流業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ	東京都中央区	100	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹イノベーションズ	東京都新宿区	100	その他(コーポレートベンチャーキャピタル業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ニコウトラベル	東京都中央区	50	その他(旅行業)	100.0	役員の兼任 1名
ライム ツリー クルーゼズ B.V. 2	オランダ アムステルダム市	ユーロ 1,000	その他(旅行業)	- [100.0]	
ライム ツリー シッピング AG 2	スイス バーゼル	スイスフラン 100,000	その他(旅行業)	- [100.0]	
(株)センチュリートレーディングカンパニー	東京都新宿区	20	その他(製造・輸出入等・卸売業)	80.0 (80.0)	
イセタンミツコシ(イタリア) S.r.l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
SWPホールディングス(株)	東京都千代田区	100	その他(美容業)	100.0	
(株)ソシエ・ワールド	東京都渋谷区	50	その他(美容業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
台湾施舒雅美容世界股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 55,000,000	その他(美容業)	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	100	百貨店業	40.0	役員の兼任 2名 債務保証
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 12,459,386,720	百貨店業	43.4 (43.4)	役員の兼任 2名
アイティーエム クローバー Co.,Ltd.	タイランド バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業(持株会社)	45.5 (45.5)	
(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ	東京都中央区	50	不動産業	33.4 (33.4)	役員の兼任 1名
新宿サブナード(株)	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	役員の兼任 1名
野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	東京都中央区	20	不動産業	50.0	
仁恒伊勢丹商業有限公司	中華人民共和国 天津市	元 340,000,000	不動産業	49.0 (49.0)	
(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	東京都中央区	490	その他(小売業)	27.5	
(株)エムアイフーズスタイル	東京都新宿区	100	その他(小売業)	34.0 (34.0)	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。
- 2 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 住所は、登記上のものによっております。
- 6 株式会社三越伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(百万円)
	(株)三越伊勢丹
売上高	408,691
経常損失()	1,627
当期純損失()	13,799
純資産額	181,350
総資産額	595,104

- 7 株式会社岩田屋三越については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(百万円)
	(株)岩田屋三越
売上高	84,413
経常損失()	807
当期純損失()	1,402
純資産額	2,357
総資産額	21,818

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	8,100 (7,579)
クレジット・金融・友の会業	629 (109)
不動産業	318 (38)
その他	2,541 (693)
合計	11,588 (8,419)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
493 (114)	46.5歳	23.0年	7,852,642

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	449 (112)
不動産業	44 (2)
合計	493 (114)

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(2021年3月31日現在、20支部、16直轄分会・組合員数18,759名)が組織されています。

三越伊勢丹グループ労働組合は、U A ゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、長期に目指す姿「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」を実現するため、長期の基本戦略として「高感度上質消費の拡大・席卷、最高の顧客体験の提供」を掲げております。現在、長期に目指す姿及び長期の基本戦略を踏まえた上で、新3ヶ年計画の策定を進めております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、お客さまのご満足の最大化と収益の安定化に向けて、再投資原資となる営業利益をはじめとした複数の経営指標を持ち、その向上に取り組んでおります。

当面は、2018年度の営業利益292億円水準への回復と、三越と伊勢丹の統合以来最高益である2013年度の営業利益346億円の更新を目指してまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

企業構造

当社グループは、純粋持株会社である当社を中心に、主要事業である百貨店事業を中心とした各事業会社により構成されています。グループ共通方針や考え方の下、コーポレート機能を集約し、横串に統括機能を果たすことでグループガバナンスを効かせております。グループポリシーに沿ってセントラルで効率性を追求した上で、各社の自主独立性や採算性を基本とし、事業を行っております。また各社間の連携やシナジーについても重要視していません。

現在、事業構成の大半が百貨店事業であり、小売業を中心とした事業ポートフォリオとなっております。グループ横断で収支構造や事業モデルの改革を進めることで、利益体質への改善を図ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化のため、2020年6月より監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ企業統治の形態を移行いたしました。取締役会議長に社外取締役を選任し、経営課題の長期視点での討議や社外取締役中心のミーティングセッションを実施するなど、一層の実効性向上に取り組んでおります。

市場環境

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況が一定期間続くことは避けられない状況となっております。百貨店業界は、外出の自粛や訪日外国人の大幅減少によって、厳しい経営環境に置かれており、特にこれまで収益の柱であった衣料品消費が減少傾向にあります。

くわえて、EC売上の大幅な伸長等、オンライン化が不可逆的に加速しており、実店舗の提供価値にも変化が見受けられます。当社グループは、実店舗を“憧れと共感”の場と位置付けた上で、実店舗とオンラインを融合することで顧客体験価値の向上を図ってまいります。

競合他社との比較

当社グループは、首都圏や地方大都市中心地に優良不動産を保有しており、将来に向けた保有不動産周辺開発とエリアの価値向上に取り組んでまいります。

特に本店所在地の新宿や日本橋エリアは国内有数のビジネスや商業の集積地であり、百貨店だけではなく、新しいショッピングセンター（SC）、ホテル、レジデンス等、従来の一般的なリーシングを超えた1コンセプトによる複合開発に着手し、“核”となる百貨店を源泉とした永続的な新しい価値の創出を実現してまいります。

地方大都市中心地におきましても、百貨店部分の規模はマーケットニーズを踏まえて検討しつつ、保有不動産開発を進めてまいります。

顧客動向・顧客基盤

国内市場は、人口減少や少子高齢化の加速が見込まれる一方で、生活に余裕のある層は増加が見込まれます。当社グループにおきましても、ロイヤルティの高い顧客層の売上は新型コロナウイルス感染症の影響下でも堅調に戻っていることから、ロイヤルティの高い顧客を増やすことを軸とした百貨店事業の再構築に取り組み、顧客基盤の強化を図ってまいります。

また、社会貢献や環境改善と保護等に対する要求が高まると共に、消費に対する新たな嗜好性が醸成されています。社会に対する企業の責任として、変化する社会のさまざまな課題に向きあい、企業活動を通じてその解決に貢献することで、かわりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たすことを目指してまいります。ESG、CSR、CSV等のサステナビリティの視点も踏まえ、変化する社会からの課題、要請に応えていくため、社内に「サステナビリティ推進会議」を創設しており、具体的な取組みにつなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響及び対応

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、変異ウイルスの出現等により、いまだ収束の目処が立っていません。緊急事態宣言の発出もあり、百貨店業界は引き続きマイナス基調で推移し、かつてない厳しい状況が続いています。この未曾有の状況の中、当社グループは事業継続計画に基づいて社長を議長とした「新型コロナウイルス感染症対策会議」を定期的開催し、スピードをもって様々な対応を進めております。

今後も店舗休業や営業時間短縮等の経営上の大きなマイナス影響を踏まえつつ、事業計画の見直しや一層のコスト削減など、機動的な対応を行ってまいります。

(4) 中長期的な経営戦略

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、我が国経済への打撃は深刻なものとなりました。世界中でデジタル化の重要性が高まり、労働環境、働き方、消費者行動等に大きな影響を与え、新しい生活スタイルへの移行が加速しています。

人の動きが制限されたことで、デジタルシフトが一気に進み、人同士の接触が少なくても社会・産業活動が成り立つ方向へのシフトが加速しました。実店舗での対面販売を主としてきた企業にとっても、デジタル・チャネルはお客さまとのエンゲージメントを維持・強化するための直接的な重要な手段となり、外出自粛や店舗休業の中で一層存在感を強めていくと考えられ、今後の企業経営の鍵となることが予測されます。

また、労働時間の減少に伴い「自由な時間」が増加することが考えられ、時間の使い方の選択肢が拡大するとともに、心の豊かさ、生活の快適さへの期待の高まり、価値観に応じた消費体験の重視、個々のお客さまのニーズに沿った提案がより一層重要となります。

このような状況下において、当社グループは、2020年11月に中期経営計画を一旦取り下げました。従来型の百貨店モデルからのビジネスモデル転換、構造改革の推進、基盤の整備を今まで以上にスピードを持って進めるため、新3ヶ年計画を策定しております。コロナ禍で大きく変化した社会の中でも、お客さまの生活・暮らしを豊かにするご提案ができる百貨店を中核とした小売グループとなるための戦略を着実に実行してまいります。

重点戦略 「高感度上質」戦略

生活にこだわりを持ち上質で豊かな生活を求める人々のニーズに、最高の顧客体験でお応えすることで、高感度で上質な消費を拡大し席卷していきます。そのために両本店は「憧れと共感」の象徴とし、将来の“まち化”につなげていきます。その上で国内外百貨店を母店とした中小型店戦略を推進し、リアル店舗とオンラインを融合させたシームレスな顧客体験を提供します。マーチャндаイジングの方向性としては「憧れと共感」を発信するモノづくりと高感度で上質な商品、サービス、環境等を創造していきます。また、外商セールスとバイヤーの協業による新しい提案も進めてまいります。

重点戦略 「個客との“つながり”戦略

個客とのつながり方を、“マス”マーケティングから“パーソナル(個)”マーケティングにシフトすることでお一人おひとりの暮らしに寄り添い、ライフタイムバリューを高めていきます。そのために、お客さまのロイヤルティに応じて個客とつながる仕組みや「グループカスタマープログラム」の再設計を進めてまいります。加えて、「高感度上質」戦略にあわせて個人外商改革による“つながり”強化を進めてまいります。

重点戦略 「グループ間連携強化」

グループ各社の持つ強みの総和を最大化させることで、“高感度上質”戦略と顧客との“つながり”戦略をグループベースで高めていきます。そのために各社の独自性を尊重しつつも、グループ基盤を強化しONEグループとして推進していきます。“グループ連邦”として百貨店事業とグループ会社の連携のみならず、グループ各社間の連携も強化し、その中からB2Bビジネスモデルの事業化も図ってまいります。

基盤整備

上記の重点戦略を実現させるために必要なグループ共通の基盤整備を進めます。システム・データ基盤については、クラウドを活用した基幹システムのモダナイズを進めながら、顧客データの利用高度化の内製化を進めていきます。物流基盤については、オンラインの伸長も踏まえ、効率化と生産性を実現させる基盤の再整理をおこないます。人事戦略面については、働きやすさ、働きがいを両立させた従業員満足度の高い組織づくりに取り組みます。経営ガバナンスについては、2020年6月の指名委員会等設置会社への移行を踏まえ、一層の実効性強化を進めてまいります。

収支構造改革については、お客さまお一人おひとりとの“つながり”を強化し、ライフタイムバリューの向上を図ってまいります。また、個々のお客さま情報を基にグループ間連携や他社とのアライアンスによってマネタイズ手法を多角化し、収入の“質”を変えてまいります。加えて、“永続的な価値形成の源泉”となる領域への要員集中配置等の固定費コントロール、顧客接点における業務内製化等の変動費コントロールを進め、コストの削減と“再配分”を実施してまいります。

2 【事業等のリスク】

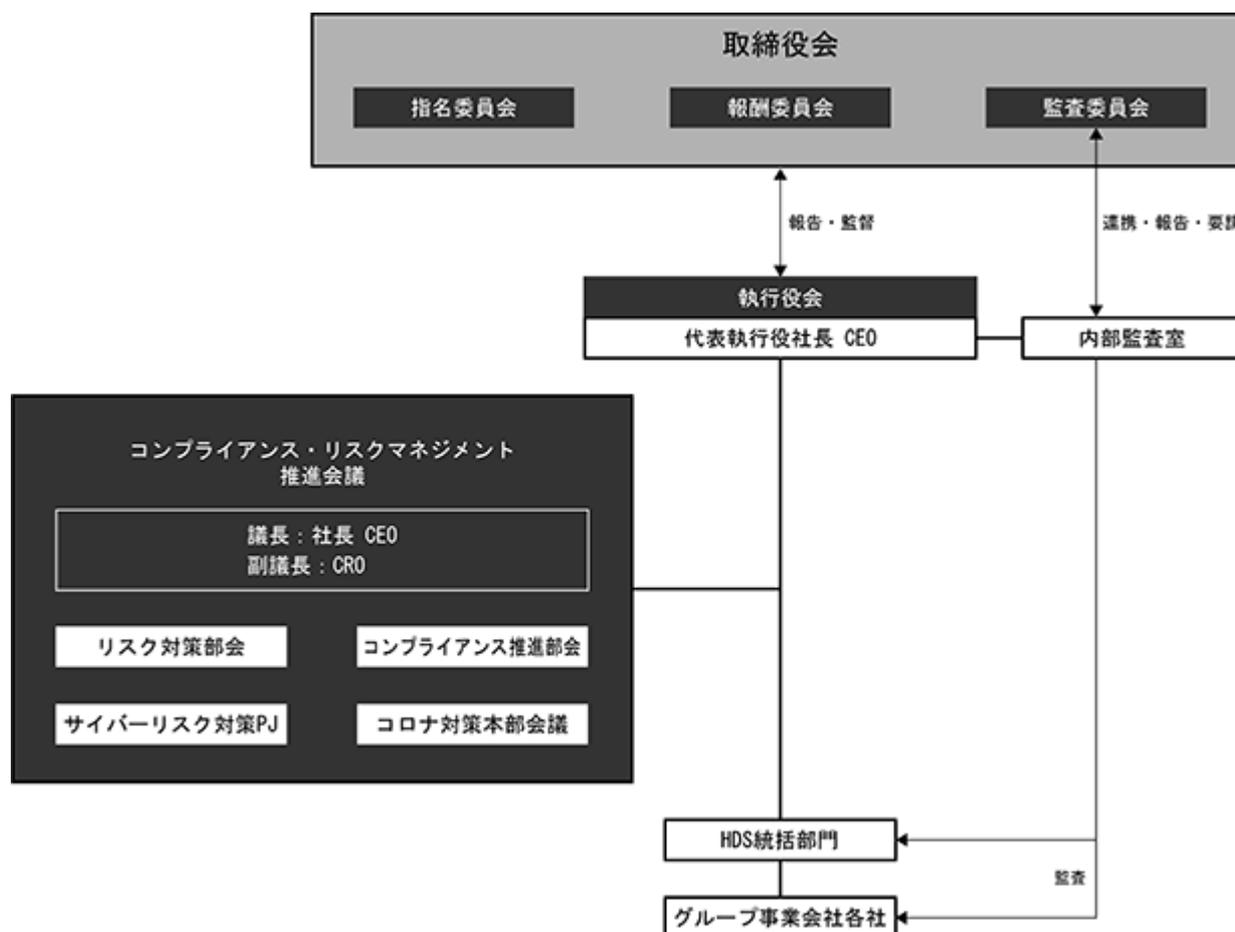
本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが当連結会計年度末において判断したものであります。

(当グループのコンプライアンスリスクマネジメント推進体制について)

当社では、事業活動に支障をきたす事象とそのおそれを含めて、持続可能な社会づくりへの貢献にマイナス影響をおよぼす要因をリスクとして定義を行い、特に主要なリスクをコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議および執行役会で選定し、方向性の決定に基づいて既設置のリスク対策部会、公正取引部会、サイバーリスク対策会議に加え、2020年4月に設置した新型コロナウイルス感染症対策会議等、連携する階層組織体制のなかで、適切に発生事象情報及びその対応を踏まえたリスク管理の方向付けを明確化したうえ、実効性あるリスクマネジメントを推進しています。

また、以下の記載においては、主要な事業領域(百貨店事業)を中心とするグループ経営への影響度及び可能性を想定した、グループ全体に共通しかつ主要なリスクを記載しております。

コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議の位置づけ



(新型コロナウイルス感染症による影響)

2020年度において感染拡大防止のための特別措置法の改正及び措置等が行われ、主要な経済活動地域に対してさらなる人流の制限が強化されています。また、2021年4月に入り、政府から3度目の緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の変異株が持つ新たな病原性と感染力の変化や、感染状況等に対して、解除の延長および各地方自治体によるまん延防止措置の要請により、生活必需品以外の営業を一部制限いたしました。

変異株の発生などもあり、安定・収束へ向かう時期については、有効なワクチン接種までの間、相当程度の期間を要すると考えられます。自粛の更なる長期化による経済活動の停滞は、消費行動への様々な影響だけでなく、消費者の価値観および嗜好にも影響を及ぼす可能性もあります。引き続き消費マインドおよび消費行動への波及は続くものとみられますが、この感染状況が収束を迎えて経済活動が正常化するまでの間において、引き続きライフスタイルおよび消費構造は変化する可能性があると考えられます。

(対応および見通し)

- ・日本百貨店協会等の業界ガイドラインに基づいた対応基準の適用
- ・基礎的な感染症対策の重要性を強く認識し、グループ全店舗等に繰り返し周知徹底
- ・店舗勤務のお取組先従業員を含めた当社従業員および家族の身体生命の安全確保と感染拡大防止
- ・体調不良による医療機関受診時のPCR検査受検指示については、各事業所への報告を義務付け
- ・最終出勤日および行動範囲の把握、当該範囲に対する適時消毒の実施
- ・一連の拡大防止対応プロセスを集中管理し、新型コロナウイルス感染症対策会議への報告実施
- ・ホームページ等への感染者発生情報等の速やかな開示手続きの実施

(1) 需要動向におけるリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

デジタル化による社会環境変化への対応：DXによる消費行動の変容および非接触型のニューノーマル社会への

伸展のなかで、ECサイトでのオンライン提案の強化や、アプリによるリモートショッピングなど、EC事業を拡充し、シームレスに百貨店のサービスを提供することにより、あらたな顧客創造および顧客獲得に結び付けていく施策を経営計画に位置付けて着手推進しています。

(2) 海外の事業展開におけるリスク：影響度 中

(リスク)

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国、欧州で店舗の営業等を行っております。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。また事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。

海外における事業展開には、従業員の安全管理上の問題、海外現地法規制への対応不備、コミュニケーション不足、テロ・戦争・政治・宗教その他（新型コロナウイルス感染症含む）の要因による社会的混乱、ガバナンス不全等のリスクが内在しています。

(対応)

- ・海外赴任前教育等による安全教育機会の提供
- ・海外拠点とのリモート会議やタイムリーなリスク情報の共有等、定期的なコミュニケーションの実施や施策の立案
- ・事件事故等の発生時におけるレポートラインの確立と、日本と拠点が一体となった組織的対応の実施
- ・資金管理等においてはシステム導入による日本側からのモニタリング体制の構築
- ・ガバナンス強化の一環として、海外事業所を対象に内部通報制度を導入し、社外の通報窓口を設置し運用

(3) 公的規制におけるリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループの事業展開においては、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制等の適用を受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

DXの進展に伴いこれまでの事業展開に加え、EC事業の拡大強化およびプラットフォームビジネス戦略を推進するなか、行政によるデジタル社会のルール構築に向けた整備に伴う事業関連法令を始めとした、法規その他ガイドライン等への対応を図ります。

(4) 自然災害・事故におけるリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループは、百貨店業を中心として店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

当社グループでは、大規模災害等への対応及び発生後における事業継続計画の策定などに積極的に取り組んでいます。しかし、首都直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。また、東日本大震災後に現出した電力の使用制限や消費の自粛、放射能による食料品汚染など、大規模災害が当社グループの営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

なお、火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っております。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

- ・首都圏直下型地震発生を想定した事業継続計画等に基づく災害対策の実現
- ・災害発生時の初動・復旧・復興にむけた行動想定や実効性向上のための訓練実施等
- ・災害発生時の本社および百貨店の各機能を強化するための仕組み構築

(5) 商品取引におけるリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループでは、百貨店業を中心として、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先1社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

当社グループでは適正な品質管理に向けて、調達方針および商品取引基準に基づいた契約締結による商品取引上のリスク低減対策を講じるとともに、年間取扱商品と同様に、催事・イベント・プロモーション・外販等に至るまでの多様な商品提供においても、事故防止のための点検をはじめとした品質管理体制を構築しています。

(6) データ・センター運用上のリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ設置しております。

(対応)

- ・平常時からのシステム障害への対応・分析・低減・回復の対応力維持向上
- ・大規模自然災害に起因するセキュリティ上の脅威への防護対策強化
- ・運用継続計画の構築および見直しの実施

(7) 顧客情報の流出におけるリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループでは百貨店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報を保有・処理しております。当グループ個人情報保護方針に基づいて、これらの個人情報管理の重要性を認識したうえ、社内管理体制を整備して、厳重に行っておりますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

- ・セキュリティ体制の継続的見直しの実施
- ・モニタリングの実施
- ・他社発生事象の情報共有を含め外部の専門団体への加盟
- ・対応スキルの維持向上

(グループ連携組織CSIRTについて)

二次被害防止の範囲を含めたリスクの局限化のため、初動と組織連携による十分な対応ができるよう、CSIRT (Computer security incident response team) の設置、迅速な行政等への報告、外部専門機関との情報連携などの体制を構築したことに加えて、定期的に訓練を実施する等、さらに実効性を向上させる取組みを行い、情報資産の保全を強化しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、大きな影響を受けました。世界的な人の移動の停滞や物の移動制限、対面サービス提供の停止等によりサプライチェーンの寸断が進み、国内においても2020年4月～6月の実質GDP成長率は前期比7.9%、年率28.1%と大きく停滞しました。2020年4月には緊急事態宣言が発出され、当社グループも、臨時休業（一部店舗は部分休業や時間短縮）を実施し、百貨店業およびその他事業の売上高がほぼ消滅する等多大な影響がありました。第1回緊急事態宣言解除後は、内需において特別定額給付金の支給、Go Toキャンペーン等の政策もあり低迷していた消費は持ち直してきたものの、国内景気はインバウンド需要の回復の遅れや、感染症再拡大による緊急事態宣言の再発出もあり、雇用や所得の伸び悩みにより消費マインドは低迷が続き、不確実性が高い中で推移しました。

このような中において、当社グループは2018年11月に発表した「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画」において掲げた目指す姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けて進めておりましたが、社会環境・消費動向の変化とその後の状況を踏まえ、戦略の一部修正とスピードの向上を図るため、昨年11月に一旦取り下げ、新たな中期計画の策定を進めることとしました。

なお、2020年度は、三越恵比寿店、イセタンハウス、バンコク伊勢丹など収益力に課題のあった店舗の営業終了、株式会社三越伊勢丹研究所の事業終了、株式会社三越伊勢丹不動産の株式譲渡など、経営資源の再配分、事業ポートフォリオの組み替えを進めてまいりました。今後も、新しいコミュニケーションの在り方、デジタルシフトの加速、それらを踏まえたビジネスモデル転換に向けた事業基盤の整備、収支構造の可視化による抜本的コスト構造改革を進めてまいります。

当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は816,009百万円（前連結会計年度比27.1%減）、営業損失は20,976百万円（前連結会計年度は営業利益15,679百万円）、経常損失は17,171百万円（前連結会計年度は経常利益19,771百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は41,078百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失11,187百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

百貨店業

百貨店業では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、玄関口でのサーモグラフィによる検温や消毒など、全店舗において安心安全に最大限に配慮しご利用いただける体制を整え、お客さまをお迎えしてきましたが、緊急事態宣言発出に伴う休業や時短営業を実施した影響で大幅な減収となりました。

海外におきましても、2020年2月以降、中国・東南アジア・米国などを中心に、政府の規制強化の中順次休業を余儀なくされ、前年を大きく下回りました。

感染の収束が見えない状況が続く中でありますが、伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店を中心にラグジュアリーブランドや時計・宝飾など付加価値の高い商品の売上は好調に推移しました。9月には三越日本橋本店新館7階に「ビックカメラ日本橋三越」が増床オープンし、ご好評をいただいているコンシェルジュ接客に加え、新たにフィットネス機器の提案やリフォームカウンターを新設し、サービスを拡充しています。地域店舗では伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店からの商品お取り寄せによる外商顧客向けサービスが大きく伸長するなど、リモート接客による接客体験向上に向けた取組みもスタートしました。

オンライン推進の取組みでは、6月にECサイトを刷新し、同時にリリースした三越伊勢丹アプリにより、店舗へ来店することなくシームレスに百貨店のサービスをご利用いただける体制が整いました。

三越伊勢丹ECサイトでは食料品・住関連など巣ごもり需要による稼働が高まったことを受け、年末年始のオケージョン・在宅需要についてのオンライン提案を強化し、クリスマスケーキやおせち、福袋のオンライン予約・販売が伸長しました。また、食品宅配の「ISETAN DOOR」、化粧品EC「meeco」についても大きく伸長し、2020年度オンライン売上高合計で300億円を上回る結果となりました。

11月にはリアル店舗と同様のショッピング体験をオンライン上で提供するアプリ「三越伊勢丹リモートショッピング」を立ち上げ、トライアルを開始いたしました。家にいながら百貨店ならではの接客を1 to 1でお楽しみいただけるコンテンツとしてご好評をいただいています。

さらに、新しい取組みとして、仮想の都市空間でユーザー同士が会話やショッピングを楽しめるスマートフォン

向けアプリ「レヴ ワールズ (REV WORLDS)」をスタートいたしました。リアル店舗では実現できないサービスを掛け合わせることで新しい顧客体験を提供するとともに、他社コンテンツを誘導するなどして、VRプラットフォームの拡大にも挑戦しています。

一方で、三越恵比寿店を2月に営業終了しました。営業終了に際し、ご不便をお掛けいたしますことをお詫びいたしますとともに、長年のご愛顧に心より御礼申し上げます。

このセグメントにおける、売上高は752,131百万円（前連結会計年度比27.4%減）、営業損失は30,302百万円（前連結会計年度は営業利益2,203百万円）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業におきましては、株式会社エムアイカードが、百貨店カードおよび外部企業との提携カードの新規会員獲得やカードの利用促進による取扱高の拡大に取組みました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業や営業時間短縮等によって、グループ百貨店内での取扱高が大きく減少し、グループ外においても、通販やスーパー・食品、家電分野は好調であるものの、飲食や旅行分野の取り扱いが低迷する結果となりました。

グループ百貨店内でのカード獲得が苦戦したため、営業拡大の施策として、WEBチャネルでの獲得強化、Apple Pay導入による会員利便性の向上と外部利用促進、新しい顧客層の開拓のためのグループ外企業との提携カードの発行等に取組みました。

今後は、前述した当年度の取組みの継続に加え、世の中のデジタル化の進展や、お客さまのニーズに合ったサービスを展開し、取扱高および収益の拡大につなげてまいります。

このセグメントにおける、売上高は32,542百万円（前連結会計年度比15.7%減）、営業利益は4,450百万円（前連結会計年度比21.5%減）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、商業施設の休業や営業時間の短縮を余儀なくされたため大幅な減収となりました。

レジデンス事業においては、事業の選択と集中の一環として株式会社三越伊勢丹不動産を2021年1月に株式譲渡いたしました。このため通年では減収減益となりました。

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインの建築事業においても、三越伊勢丹の店舗やラグジュアリーホテルの内装デザイン設計・工事・個人住宅のリフォーム・リノベーション工事等の受注は堅調であるものの、コロナ禍で工事の延期等が発生した影響を受け、減収減益となりました。

このセグメントにおける、売上高は28,367百万円（前連結会計年度比19.9%減）、営業利益は5,440百万円（前連結会計年度比8.9%減）となりました。

その他

その他事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収減益となりましたが、一部の企業につきましては増益となりました。株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートは、既存クライアントの受託領域拡大および新規クライアントの獲得を進め、増益となりました。株式会社三越伊勢丹ギフト・ソリューションズは、後方部門の効率化やビジネスフローの見直し等の構造改革に取組み、減収ながら増益を確保しました。

一方で、海外旅行が主力商品である株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルや美容事業の株式会社ソシエ・ワールドは大幅な減収となりました。株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルは、海外旅行がコロナ禍で通期運航がゼロとなり、国内旅行の回復も9月以降と遅れたため、大きく減収となりました。

なお、当社は事業構造改革、ビジネスモデル改革を進める中で、エステ事業を取り巻く環境の変化、今後の株式会社ソシエ・ワールドの事業の方向性を勘案した結果、株式を譲渡することといたしました。

今後の業績回復に向け、構造改革やコスト削減に取組むとともに、引き続き「お客さまの生活のさまざまなシーンでお役に立つこと」の実現や、百貨店業との連携強化による価値創造に取組んでまいります。

このセグメントにおける、売上高は63,656百万円（前連結会計年度比22.8%減）、営業損失は619百万円（前連結会計年度は営業利益1,618百万円）となりました。

当連結会計年度末の総資産は1,198,303百万円となり、前連結会計年度末に比べ25,497百万円減少しました。これは主に、連結子会社であった株式会社三越伊勢丹不動産の全株式を譲渡したことにより連結範囲から除外となったため、有形固定資産等が減少したことなどによるものです。

負債合計では690,027百万円となり、前連結会計年度末から16,388百万円増加しました。これは主に、新型コロナウイルス感染症拡大により業績の先行きが不透明な状況であることを踏まえ、安定的な資金確保のために有利子負債が増加したことなどによるものです。

また、純資産は508,275百万円となり、前連結会計年度末から41,885百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことなどによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて26,138百万円増加し、102,797百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,197百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が15,083百万円減少しました。これは主に、新型コロナウイルス感染症による大幅な売上高減少などにより、税金等調整前当期純損失を計上したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、4,737百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が5,228百万円減少しました。これは主に、株式会社三越伊勢丹不動産の株式売却収入を計上したことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、29,733百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が9,474百万円増加しました。これは主に、前連結会計年度に実施した自己株式の取得による支出が減少したことなどによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
百貨店業	749,522	27.4
クレジット・金融・友の会業	20,464	11.1
不動産業	26,505	17.8
その他	19,517	37.4
合計	816,009	27.1

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（重要な会計上の見積り）に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

1) 概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は816,009百万円（前連結会計年度比27.1%減）、連結営業損失は20,976百万円（前連結会計年度は営業利益15,679百万円）、連結経常損失は17,171百万円（前連結会計年度は経常利益19,771百万円）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した親会社株主に帰属する当期純損失は41,078百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失11,187百万円）となりました。

以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

2) 売上高

連結売上高は、816,009百万円となりました。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、百貨店店舗玄関口でのサーモグラフィによる検温や消毒など、全店舗において安心安全に最大限に配慮しご利用いただける体制を整えると共に、EC事業の強化などを進めてまいりましたが、店舗休業や営業時間の短縮、外出や消費行動の自粛、訪日外国人の渡航禁止等の影響を受けて大きく減少しました。

3) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は248,542百万円（前連結会計年度比19.0%減）となりました。各社でコスト構造改革を進め、人件費、宣伝費、修理費などの経費削減を進めてまいりました。

4) 営業外損益

営業外損益は3,805百万円の利益となりました。営業外収益には未回収商品券受入益6,722百万円、固定資産受贈益3,247百万円等を計上しました。また、営業外費用には商品券回収損引当金繰入額6,445百万円等を計上しました。

5) 特別損益

特別利益として13,150百万円を計上いたしました。主な内容は関係会社株式売却益7,151百万円等です。また特別損失として26,975百万円を計上いたしました。主な内容は新型コロナウイルス感染症による損失12,637百万円、減損損失6,605百万円、事業構造改善費用2,592百万円等です。

6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、十分な流動性の確保及び財務健全性の維持を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出と幅広い資金調達手段の確保に努めております。

運転資金及び収益基盤拡大に必要な投融资資金は、営業キャッシュ・フローに加え、銀行借入金、社債、コマース・ペーパー等により賄っております。

また、一時的な資金不足に備え、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約、並びにコマース・ペーパー発行枠により、十分な流動性を確保しております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年11月11日開催の執行役会において、当社の完全子会社である株式会社三越伊勢丹（以下、IM）が保有する連結子会社の株式会社三越伊勢丹不動産の全株式（発行済株式数の100.0%）をThe Blackstone Group Inc. (NYSE:BX)とその関連会社が運用又は投資アドバイザーを務める特定のファンド（以下、総称してBlackstone）が設立した法人であるエチゴ合同会社（以下、エチゴ）に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2021年1月4日に譲渡を完了いたしました。これにより株式会社三越伊勢丹不動産（以下、IMRE）は当社グループの連結子会社ではなくなりました。

(1) 株式譲渡の理由

IMREは、自社で所有する物件の賃貸営業やマンションの分譲を中心に事業を展開する一方、不動産オーナーが所有する物件のサブリース事業・賃貸管理事業や管理組合事業にも取り組んでまいりました。

当社は、グループ3ヵ年計画における重点取組の一つとして、「不動産事業の強化」を掲げており、グループ保有不動産の有効活用による中長期的な収益拡大に向けた事業の検討を進めています。

具体的には、保有不動産を中心に商業を核とした複合用途化に向けた取組みを推進し、今後は当該分野に経営資源を重点的に配分していく方針です。

このような当社グループ方針のもと、Blackstoneが有する日本の不動産業界における経営の専門知識及び実績を評価し、IMREのさらなる発展のために、今般、IMが保有するIMRE全株式をエチゴに譲渡することといたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

エチゴ合同会社

(3) 株式譲渡の時期

2021年1月4日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

名称	株式会社三越伊勢丹不動産
事業内容	不動産賃貸、不動産賃貸管理
当社との取引関係	当社および連結子会社との間で業務委託等の取引関係

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の所有株式数

譲渡株式数	192,542株（議決権所有割合：100.0%）
譲渡価額	譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。 当該価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。
譲渡損益	7,151百万円
譲渡後の所有株式数	0株（議決権所有割合：0%）

5 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で29,484百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	23,409
クレジット・金融・友の会業	1,425
不動産業	135
その他	4,564
調整額(注)	49
合計	29,484

(注) 調整額 49百万円はセグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

百貨店業においては、(株)三越伊勢丹の各店改修工事等で21,765百万円の投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、無形固定資産の取得を中心に、4,128百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都新宿区)		事務所等	-	- (-)	4	4	493 [114]

(注) 1 所在地は、登記上のものによっております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品であります。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	14,626	29,875 (29)	3,117	47,619	2,433 [1,763]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	31,762	3,129 (20)	2,595	37,486	365 [504]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	135 [443]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹浦和店 (埼玉県さいたま市浦和区)	百貨店業	店舗等	5,142	5,254 (5)	387	10,784	158 [458]
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	34,850	110,310 (12)	2,415	147,576	353 [603]
(株)三越伊勢丹	三越銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	19,848	81,736 (5)	864	102,449	356 [350]
(株)三越伊勢丹	静岡伊勢丹店 (静岡県静岡市葵区)	百貨店業	店舗等	1,869	4,121 (6)	99	6,091	125 [189]
(株)三越伊勢丹	新潟伊勢丹店 (新潟県新潟市中央区)	百貨店業	店舗等	4,867	2,911 (7)	628	8,408	219 [334]
(株)三越伊勢丹	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉区)	百貨店業	店舗等	3,360	3,849 (5)	335	7,545	190 [271]
(株)三越伊勢丹	札幌三越店 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	3,915	6,779 (3)	293	10,988	74 [204]
(株)三越伊勢丹	札幌丸井今井等 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	5,699	6,479 (6)	353	12,532	259 [547]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	5,663	4,174 (1)	655	10,493	310 [324]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	63 [186]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	631	684 (1)	125	1,441	77 [216]
㈱三越伊勢丹	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	3,665	3,112 (9)	221	7,000	110 [303]
㈱三越伊勢丹	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	1,801	1,968 (7)	36	3,806	20 [27]
㈱三越伊勢丹	福岡三越店 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	32 [75]
㈱三越伊勢丹	岩田屋本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	4,157	- (-)	679	4,837	460 [482]
㈱函館丸井今井	函館丸井今井等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	790	474 (5)	14	1,279	30 [104]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]	
				建物及び 構築物	土地 (面積千 ㎡)	使用権 資産	その他		合計
イセタン(シ ンガポール) Ltd.	シンガポール	百貨店業	店舗等	2,075	1,344 (3)	2,273	1,058	6,751	356 [72]
イセタンオブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルン プール	百貨店業	店舗等	1,984	- (-)	-	169	2,154	523 [8]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間において重要な設備、改修等に係る投資をおよそ25,200百万円予定しております。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱三越伊勢 丹	東京都 新宿区 等	百貨店業	リモデル等	12,500	-	自己資金等	2021年 4月	2022年 3月	-

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	396,459,054	396,491,054	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株でありま す。
計	396,459,054	396,491,054	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	113	395,232	51	50,328	51	18,676
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	250	395,482	132	50,461	132	18,809
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	212	395,694	112	50,573	112	18,921
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	406	396,100	217	50,790	217	19,138
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1	358	396,459	205	50,995	205	19,343

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

- 2 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が32千株、資本金が20百万円及び資本準備金が20百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	56	40	1,406	338	407	261,268	263,515	-
所有株式数 (単元)	-	1,303,053	66,613	542,178	560,641	1,228	1,474,504	3,948,217	1,637,354
所有株式数の 割合(%)	-	33.00	1.69	13.73	14.20	0.03	37.35	100.00	-

(注) 1 自己株式15,403,484株は、「個人その他」に154,034単元、「単元未満株式の状況」に84株含まれております。

- 2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	42,665	11.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番12号	23,445	6.15
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,067	3.43
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	8,357	2.19
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16番1号	6,200	1.63
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5) 3	東京都中央区晴海1丁目8番12号	5,287	1.39
三越伊勢丹グループ従業員持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	4,700	1.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6) 4	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,683	1.23
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,541	1.19
計		118,646	31.14

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数42,665千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数23,445千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 株式会社日本カストディ銀行(信託口5)の所有株式数5,287千株は信託業務に係る株式であります。
- 4 株式会社日本カストディ銀行(信託口6)の所有株式数4,683千株は信託業務に係る株式であります。
- 5 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 6 2020年12月4日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドが2020年11月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会 社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	5,503	1.39
ブラックロック・ファンド・マネ ジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	739	0.19
ブラックロック・アセット・マネ ジメント・アイルランド・リミ テッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ボール スプリッジ ボールスプリッジパーク 2 1階	489	0.12
ブラックロック・ファンド・アド バイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	3,235	0.82
ブラックロック・インスティ テューショナル・トラスト・カン パニー、エヌ・エイ (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	2,205	0.56
ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント(ユークー)リ ミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	995	0.25
計		13,167	3.32

- 7 2020年12月18日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社が2020年12月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	96	0.02
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	2,009	0.51
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	27,854	7.03
計		29,960	7.56

- 8 2021年3月19日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2021年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,584	0.40
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	15,077	3.80
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	10,792	2.72
計		27,454	6.93

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,403,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 379,418,300	3,794,183	-
単元未満株式	普通株式 1,637,354	-	-
発行済株式総数	396,459,054	-	-
総株主の議決権	-	3,794,183	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	15,403,400	-	15,403,400	3.89
計	-	15,403,400	-	15,403,400	3.89

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,598	2,976,996
当期間における取得自己株式	930	701,394

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	542	324,300	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	538,900	309,328,600	-	-
保有自己株式数	15,403,484	-	15,404,414	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としておりますが、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配を目指してまいります。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年11月11日取締役会	1,141	3.00
2021年6月25日定時株主総会	2,286	6.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレート・ガバナンス改革を推進しております。その一環として、一層のガバナンスの高度化を図ることを目的に、機関設計として指名委員会等設置会社を選択しています。

企業活動の透明性を確保し、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、皆様からより一層信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などにこれからも継続的に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、より一層のガバナンスの高度化を図るために、2020年6月より機関設計として指名委員会等設置会社を採用しております。

取締役会の責務・構成

機関設計として指名委員会等設置会社を採用することにより、「執行」と「監督」の役割を明確に分離し、取締役会の役割をグループの大局的な方向付けと業務執行に対する監督・モニタリングに特化することで、取締役会の監督機能を強化しております。また、監督機能の強化を実現するため、取締役会の構成は社外取締役を過半数とする等、経営の「執行」のモニタリングに適した体制とし、「取締役会規程」および「グループ意思決定手続規程」において取締役会が意思決定すべき付議基準を明確に定めると同時に、経営の機動性を高めるために、執行役への権限委譲を進めております。

そして法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会の設置により、経営トップの選解任等のガバナンス上で重要な取組みを、社外取締役主導のもと客観性・透明性高く実施しております。

当社では、取締役の員数を定款において「15名以内」と規定のうえ、ガバナンス強化を鑑み社外取締役が過半数の構成としております。その上で、取締役会が高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成されるよう考慮しております。なお、社外取締役については、全員が当社の独立性基準を満たしております。

議長については「取締役会規程」において非業務執行取締役とすると定めており、2021年4月からは社外取締役が務めております。

法定3委員会の責務・構成

指名委員会

社長CEOの再任可否および後継者計画審議をはじめ、株主総会に提出する取締役候補者の決定、法定3委員会の委員案や執行役等の役員人事案、および役員選解任基準の審議を行っています。

構成は5名の委員のうち社外取締役を4名とし、委員長は社外取締役が担います。サクセッションプランの実効性を高めるため代表執行役社長を委員としますが、ガバナンス上重要である代表執行役社長の再任可否判断に際しては審議の場から退席し、実効性を高めることとしております。

報酬委員会

企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、役員報酬制度について課題と方向性を審議し、様々な客観的指標を適宜活用しながら、個別報酬額等の決定を行っています。

構成は3名の委員全員を社外取締役としております。なお、委員長は社外取締役が担うことと規定しており、恣意性を回避するため、代表執行役社長を委員には含めないこととしております。

監査委員会

執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査、および会計監査人の選解任に関する評価を行い、監査を通じた取締役会の監督機能を担っています。また、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携して、グループ全体を網羅する監査体制を構築しております。

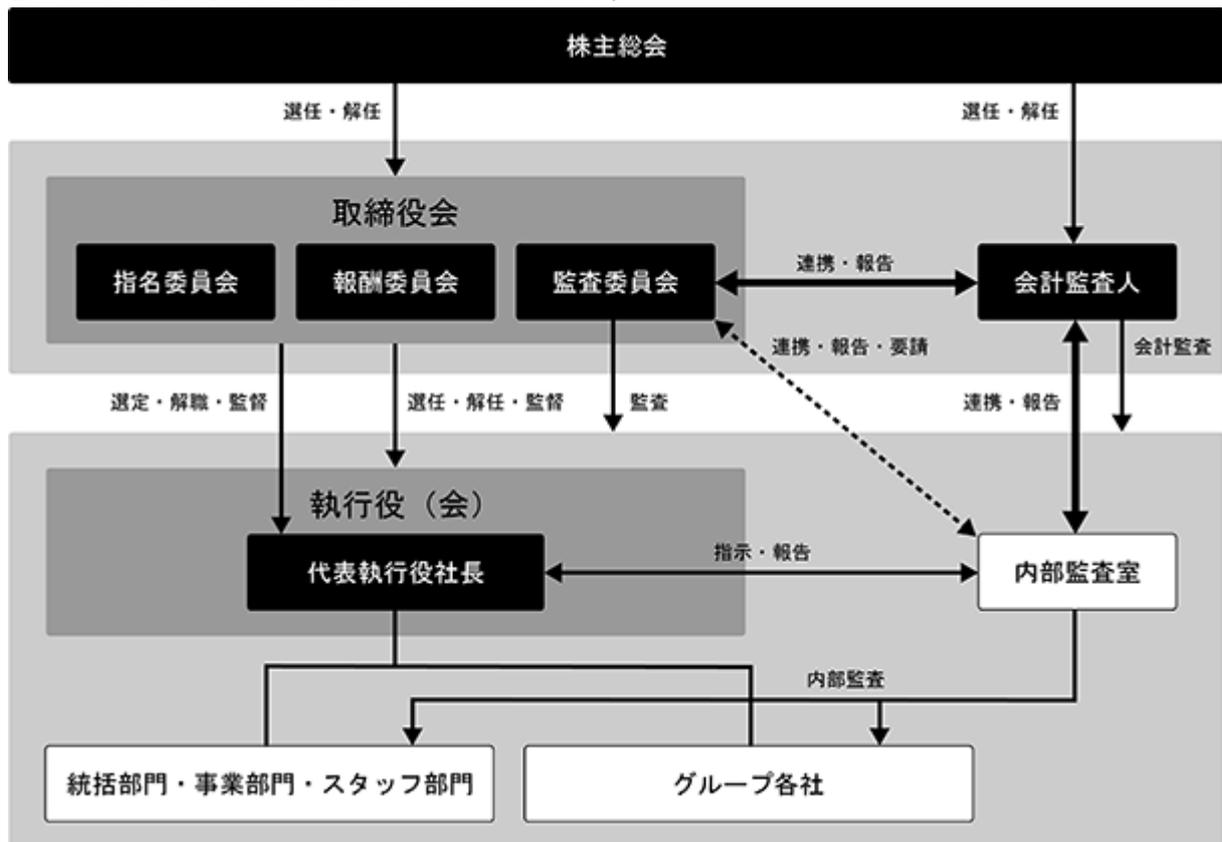
構成については、過半数の社外取締役および常勤委員である社内非業務執行取締役による構成としておりま

す。また、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選定し、監査委員会の実効性を確保しております。なお、監査委員会の委員長は社外取締役とすることを方針としておりますが、現在は社内取締役である常勤監査委員が務めております。

取締役会及び各委員会の構成（：委員長、：委員）

取締役会の構成員	役職	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
赤松 憲	取締役 会長			
細谷 敏幸	取締役 代表執行役社長 CEO			
竹内 徹	取締役 代表執行役副社長 CMO			
久保山 路子（社外）	取締役 取締役会議長			
飯島 彰己（社外）	取締役			
土井 美和子（社外）	取締役			
小山田 隆（社外）	取締役			
古川 英俊（社外）	取締役			
橋本 副孝（社外）	取締役			
委員会委員数	社内取締役	1	0	1
	社外取締役	4	3	3
	合計	5	3	4

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



企業統治に関するその他の事項
内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るべく、業務の適正を確保するために、以下の内部統制システム構築の基本方針を実践しています。

1．コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法416条1項1号ホ、会社法施行規則112条2項4号）

- (1)取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2)総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3)取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4)内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5)当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2．リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項2号）

- (1)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3．財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

株主総会議事録

取締役会議事録

執行役会議事録

計算書類

官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

その他取締役会が決定する書類

- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5．効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役会にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6．グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

- a. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則112条2項5号イ）
- 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- b. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項5号ロ）
- (1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。
- (2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。
- c. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ハ）
- (1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
- (2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。
- d. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ニ）
- (1)内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2)コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3)当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則112条1項1号、2号、3号）

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

8. 監査委員会への報告に関する体制

a. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」（会社法施行規則112条1項4号イ）

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」（会社法施行規則112条1項4号ロ）

- (1) 取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
 - (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。
- b. 「aの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項5号）
- 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則112条1項6号）

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項7号）

- (1) 監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3) 内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大の過失がある場合の賠償金等については、補填の対象外としています。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

(d) 取締役及び執行役の責任軽減

当社は、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	赤松 憲	1952年9月5日生	1975年6月	株式会社三越入社	注2	43
			2006年2月	同執行役員業務部長		
			2007年2月	同執行役員グループ業務部長		
			2007年5月	同取締役上席執行役員グループ業務部長		
			2008年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長 株式会社三越取締役		
			2009年4月	株式会社伊勢丹取締役		
			2013年4月	当社取締役常務執行役員業務本部長 株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長		
			2016年6月	新光三越百貨股份有限公司董事 (現任)		
			2017年5月	当社顧問 日本百貨店協会会長		
			2017年6月	当社代表取締役会長 株式会社三越伊勢丹代表取締役会長		
			2019年4月	株式会社三越伊勢丹取締役会長		
			2020年6月	当社取締役会長兼取締役会議長		
			2021年4月	当社取締役会長 (現任)		
取締役 代表執行役社長 CEO	細谷 敏幸	1964年7月1日生	1987年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	34
			2015年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部商品統括部婦人雑貨統括部長		
			2016年4月	同執行役員営業本部商品統括部婦人雑貨統括部長兼営業本部商品統括部特選・宝飾時計統括部長		
			2017年4月	当社執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2018年4月	株式会社岩田屋三越代表取締役社長執行役員		
			2021年4月	当社代表執行役社長CEO 株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 (現任)		
			2021年6月	当社取締役代表執行役社長CEO (現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)	
取締役 代表執行役副社長 CMO (チーフ・マーチャング イジング・オフィサー)	竹内 徹	1960年 5月21日生	1983年 4月	株式会社伊勢丹入社	注 2	47
			2009年 4月	同執行役員営業本部MD統括部婦 人統括部長		
			2010年 3月	同取締役常務執行役員営業本部M D統括部長兼婦人統括部長		
			2011年 4月	株式会社三越伊勢丹常務執行役員 営業本部MD統括部長		
			2013年 4月	当社常務執行役員 株式会社札幌丸井三越代表取締役 社長執行役員		
			2016年 4月	当社常務執行役員グループ人財本 部部長 株式会社三越伊勢丹常務執行役員 グループ人財本部長		
			2017年 4月	株式会社三越伊勢丹取締役専務執 行役員百貨店事業本部長兼商品統 括部長		
			2017年 6月	当社取締役		
			2018年 4月	株式会社三越伊勢丹取締役専務執 行役員百貨店事業本部長		
			2019年 4月	当社代表取締役副社長執行役員C MO CMO(チーフ・マーチャング イジング・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹取締役 株式会社名古屋三越取締役 株式会社岩田屋三越取締役		
			2020年 4月	当社代表取締役副社長執行役員C MO CMO(チーフ・マーチャング イジング&マーケティング・オ フィサー)		
			2020年 6月	当社取締役代表執行役副社長CM O		
			2021年 4月	当社取締役代表執行役副社長CM O(現任) CMO(チーフ・マーチャング イジング・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹副社長執行役 員MD統括部長(現任) 株式会社札幌丸井三越取締役(現 任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 兼取締役会議長	久保山 路子 1	1956年4月16日生	1980年4月	花王石鹸株式会社(現 花王株式会社)入社	注2	2
			2006年4月	同商品広報部部长		
			2011年4月	同商品広報センター センター長		
			2011年9月	多摩大学大学院客員教授		
			2016年5月	花王株式会社生活者研究部コミュニケーションフェロー		
			2017年6月	株式会社ジャックス社外取締役		
			2018年6月	当社社外取締役		
			2019年6月	株式会社三井住友銀行社外取締役(現任)		
			2020年6月	株式会社Kids Smile Holdings社外取締役(現任) 株式会社Kids Smile Project社外取締役(現任)		
			2021年4月	当社社外取締役 取締役会議長(現任)		
取締役	飯島 彰己	1950年9月23日生	1974年4月	三井物産株式会社入社	注2	2
			2008年4月	同常務執行役員		
			2008年6月	同代表取締役常務執行役員		
			2008年10月	同代表取締役専務執行役員		
			2009年4月	同代表取締役社長		
			2015年4月	同代表取締役会長		
			2016年6月	株式会社リコー社外取締役(現任)		
			2018年7月	ソフトバンクグループ株式会社社外取締役(現任)		
			2019年6月	当社社外取締役(現任) 日本銀行参与(現任)		
			2021年4月	三井物産株式会社取締役		
2021年6月	同顧問(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	土井 美和子	1954年6月2日生	1979年4月 東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社 2005年7月 株式会社東芝研究開発センター ヒューマンセントリックラボラトリー技監 2006年7月 同研究開発センター技監 2008年7月 同研究開発センター首席技監 2014年4月 独立行政法人（現国立研究開発法人）情報通信研究機構監事（非常勤）（現任） 2015年6月 株式会社野村総合研究所社外取締役 2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事（非常勤）（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年4月 東北大学理事（非常勤）（現任） 2020年6月 株式会社SUBARU社外取締役（現任） 日本特殊陶業株式会社社外取締役（現任）	注2	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役	小山田 隆	1955年11月2日生	1979年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行	注2	7
			2009年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)常務執行役員		
			2009年6月	同常務取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2012年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員		
			2013年5月	同専務執行役員		
			2014年6月	同副頭取		
			2015年6月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役員副社長グループC O O		
			2016年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2017年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問(現任)		
			2018年6月	公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長		
			2018年12月	三菱総研DCS株式会社社外取締役(現任)		
			2019年6月	当社社外取締役(現任) 三菱電機株式会社社外取締役(現任)		
2021年3月	協和キリン株式会社社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	古川 英俊	1955年 7月16日生	1979年 4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	注 2	1
			2005年 6月	株式会社三井住友銀行執行役員バンコック支店長		
			2008年 4月	同執行役員法人部門、国際部門副責任役員		
			2009年 4月	同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長		
			2011年 4月	同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員		
			2012年 4月	同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員		
			2013年 4月	同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員		
			2014年 4月	同代表取締役兼副頭取執行役員グローバルコーポレートバンキング本部長		
			2015年 6月	株式会社S M B C 信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員		
			2018年 6月	同取締役会長		
			2020年 6月	当社社外取締役（現任）		
			2021年 6月	株式会社S M B C 信託銀行特別顧問（現任）		
取締役	橋本 副孝	1954年 7月 6 日生	1979年 4月	弁護士登録、新家猛法律事務所（現 東京八丁堀法律事務所）入所	注 2	1
			2000年 4月	第二東京弁護士会副会長		
			2006年 4月	日本弁護士連合会常務理事		
			2008年 1月	東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長（現任）		
			2012年 4月	第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長		
			2014年 3月	キリンホールディングス株式会社社外監査役		
			2015年 6月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）社外監査役（現任）		
			2020年 6月	当社社外取締役（現任）		
			2021年 3月	コクヨ株式会社社外監査役（現任）		
計						142

1 久保山路子氏の戸籍上の氏名は、岩崎路子であります。

(注) 1 取締役久保山路子ならびに飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の各氏は、社外取締役であります。

2 取締役の任期は、2021年 6月25日より、2022年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 所有株式数は、2021年 3月31日現在の数であります。

4 当社の委員会の体制は次の通りであります。

指名委員会：飯島彰己（委員長）、土井美和子、小山田隆、古川英俊、細谷敏幸

報酬委員会：土井美和子（委員長）、飯島彰己、橋本副孝

監査委員会：赤松憲（委員長）、小山田隆、古川英俊、橋本副孝

執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
代表執行役 社長 CEO	細谷 敏幸	1964年7月1日生	注1		注2	34
代表執行役 副社長 CMO (チーフ・マーチャンダイジ ング・オフィサー)	竹内 徹	1960年5月21日生	注1		注2	47
執行役常務 CFO 兼CRO 兼CA O (チーフ・フィナンシャ ル・オフィサー) (チーフ・リスク・オフィ サー) (チーフ・アドミニスト レイティブ・オフィサー)	西山 茂	1960年2月9日生	1982年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	39
		2011年4月	株式会社三越伊勢丹フードサー ビス取締役執行役員管理本部長兼経 営企画室長			
		2012年4月	株式会社三越伊勢丹常勤監査役			
		2016年4月	当社理事経営戦略本部国内関連事 業部長			
		2017年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員関連 事業本部関連事業企画部長			
		2018年4月	当社執行役員総務部門長 株式会社三越伊勢丹執行役員総務 部門長			
		2019年4月	当社執行役員グループ総務部門長			
		2020年4月	当社常務執行役員総務統括部長兼 CRO CRO(チーフ・リスク・オ フィサー)			
		2020年6月	株式会社三越伊勢丹取締役 株式会社三越伊勢丹ニッコウトラ ベル取締役			
		2020年6月	当社取締役執行役常務総務統括部 長兼CRO			
		2021年4月	当社取締役執行役常務CFO兼C RO兼CAO CFO(チーフ・フィナンシャ ル・オフィサー) CRO(チーフ・リスク・オ フィサー) CAO(チーフ・アドミニスト レイティブ・オフィサー)			
		2021年6月	当社執行役常務CFO兼CRO兼 CAO(現任) CFO(チーフ・フィナンシャ ル・オフィサー) CRO(チーフ・リスク・オ フィサー) CAO(チーフ・アドミニスト レイティブ・オフィサー)			

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役常務 C S D O 兼 C H R O (チーフ・ストラテジー& デジタル・オフィサー) (チーフ・ヒューマンリ ソース・オフィサー)	牧野 欣功	1966年12月2日生	1990年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	24
			2016年4月	株式会社三越伊勢丹フードサービス(現 株式会社エムアイフーズスタイル)取締役執行役員経営戦略部長		
			2018年4月	株式会社エムアイフーズスタイル取締役執行役員		
			2019年4月	株式会社三越伊勢丹取締役執行役員総務人事部門長		
			2020年4月	同取締役常務執行役員総務人事グループ長		
			2021年4月	当社執行役常務C S D O 兼 C H R O (現任)		
計						145

- (注) 1 「(2) 役員の状況 取締役の状況」に記載されております。
 2 執行役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度の末日までであります。
 3 所有株式数は、2021年3月31日現在の数であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は6名であります。

< 社外取締役の選任状況および社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係 >

氏名	重要な兼職の状況 (2021年6月25日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
久保山 路子	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社三井住友銀行社外取締役 ・株式会社Kids Smile Holdings社外取締役 ・株式会社Kids Smile Project社外取締役 	<p>同氏は、花王(株)において商品広報センター・センター長を務めるなど、主に商品開発やマーケティング部門に関する豊富な知識と経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、監査委員会委員として、独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。本年4月からは、新たに取締役会議長として、経営のモニタリング強化に貢献しています。</p> <p>同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏が有するマーケティング分野における幅広い知識と、監査やガバナンスにおける経験を当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長としてリーダーシップを発揮することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>当社グループは、(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。</p> <p>また、当社グループは、(株)Kids Smile Holdings、(株)Kids Smile Projectとの間に特別な関係はありません。</p>
飯島 彰己	<ul style="list-style-type: none"> ・三井物産株式会社顧問 ・株式会社リコー社外取締役 ・ソフトバンクグループ株式会社社外取締役 ・日本銀行参与 	<p>同氏は、日本を代表する総合商社である三井物産(株)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験を有するとともに、同社の取締役会議長としてコーポレートガバナンスの推進に貢献され、かつ国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、企業経営経験者としての幅広い経験と知見に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員長として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と、ガバナンスに関する知見を当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員としてリーダーシップを発揮することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>当社グループは、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。</p> <p>また、当社グループは、(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)、日本銀行との間に特別な関係はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況 (2021年6月25日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
土井 美和子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構監事（非常勤） ・ 奈良先端科学技術大学院大学理事（非常勤） ・ 東北大学理事（非常勤） ・ 株式会社SUBARU社外取締役 ・ 日本特殊陶業株式会社社外取締役 	<p>同氏は、(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務めるなど、デジタル・IT分野における多数の功績と、豊富な知識および経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員長として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献してまいりました。</p> <p>同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏が有するデジタル・IT分野における豊富な知識・経験を、当社の経営の監督に活かすとともに、報酬委員会委員長、指名委員会委員としてリーダーシップを発揮することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、国立研究開発法人情報通信研究機構、奈良先端科学技術大学院大学、東北大学、(株)SUBARU、日本特殊陶業(株)との間に特別の関係はありません。</p>
小山田 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社三菱UFJ銀行特別顧問 ・ 三菱総研DCS株式会社社外取締役 ・ 三菱電機株式会社社外取締役 ・ 協和キリン株式会社社外取締役 	<p>同氏は、国内トップクラスのメガバンクである(株)三菱東京UFJ銀行（当時）の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験に加え、金融機関における経験に基づく財務・会計に関する深い知識や、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、企業経営経験者としての高い見識と財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見を当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、報酬委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>(株)三菱UFJ銀行は、当社発行株式の1.19%を有する株主であります。</p> <p>当社および当社グループは、(株)三菱UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の3%未満であります。また、同氏は、(株)三菱UFJ銀行（当時(株)三菱東京UFJ銀行）の頭取を退任し4年が経過しており、現在経営には関与されておられません。</p> <p>また、当社グループは、三菱総研DCS(株)、三菱電機(株)、協和キリン(株)との間に特別の関係はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況 (2021年6月25日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
古川 英俊	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社S M B C 信託銀行特別顧問 	<p>同氏は、(株)三井住友銀行において、国内・海外双方の営業現場指揮や投資銀行・企業金融業務責任者として経営に携わり、2015年には(株)SMBC信託銀行の社長兼最高執行責任者としてPMIを遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、長年の金融機関での経験に基づく財務・会計に関する深い知識を有しております。当社においても、取締役会にて、豊富な現場感覚や、企業経営経験者としての高い見識、財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行い、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識を当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスの更なる高度化に貢献することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、(株)S M B C 信託銀行との間に特別の関係はありません。</p>
橋本 副孝	<ul style="list-style-type: none"> ・東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士・所長 ・損害保険ジャパン株式会社社外監査役 ・コクヨ株式会社社外監査役 	<p>同氏は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地に基づいた有益な助言を行うとともに、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。</p> <p>同氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、監査委員会委員に加え、新たに報酬委員会委員として当社のガバナンスの更なる高度化に貢献することを期待し同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、損害保険ジャパン(株)との間に取引関係がありますが、保険契約等に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、コクヨ(株)との間に特別の関係はありません。</p>

< 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、選任するための独立性に関する基準 >

当社は、2020年6月に指名委員会等設置会社に移行しました。それを契機に、社外取締役には当社グループの経営に関する大局的な方向づけの議論の中での確かな助言・提言をいただいております。かつ2021年4月からは取締役会議長を社外取締役が担うなど、業務執行に対する監督・モニタリング強化に貢献いただいております。また、法定の指名委員会・報酬委員会・監査委員会においては、経営トップの選解任をはじめとしたガバナンス上重要な取組みを主導いただく等、ガバナンスの更なる高度化に貢献いただいております。

当社は、社外取締役は、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成すべきと考えており、実業界で経営・執行経験を十分に積んだ方をはじめとして、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れバランスの取れた経営を行うべく、異なる分野・業界の方を招聘しております。

なお、当社の独立社外役員の独立性基準は以下の通りであり、当社の社外取締役については、全員が当社基準を満たしております。

[独立社外役員の独立性基準]

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

当社グループの業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人

当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者

当社グループの主要な借入先の業務執行者

当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者

過去3年間に於いて上記 から に該当していた者

上記 から の配偶者または二親等以内の親族

なお、 の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間に於いて1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、 の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、 の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

社外取締役による監督と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、2020年6月に指名委員会等設置会社に移行しました。社外取締役は、取締役会において内部監査部門より監査計画および監査の状況、内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けており、また内部統制部門からは「内部統制システム構築の基本方針」の策定にあたって報告を受け、監督機能を発揮しております。なお、監査委員会監査の状況、監査委員会と内部監査部門および会計監査人との連携ならびに内部統制部門との関係については、(3)(監査の状況)に記載しております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当社は、2020年6月に指名委員会等設置会社に移行し、監査委員会を設置しました。監査委員会は、執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査、および会計監査人の選解任に関する評価を行い、監査を通じた取締役会の監督機能を担っています。また、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携してグループ全体を網羅する監査体制を構築しております。

(監査委員会の組織、人員および手続)

監査委員会は、3名の社外取締役による監査委員と、1名の社内非業務執行取締役による常勤監査委員の計4名で構成されています(有価証券報告書提出日現在)。監査委員会の委員長は、社外取締役とすることを方針としておりますが、現在は社内取締役である常勤監査委員の赤松憲氏が務めております。なお、監査委員の小山田隆氏ならびに古川英俊氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査委員の橋本副孝氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な知見と経験を有しております。

常勤監査委員は、社内の重要な会議に出席し、また会計監査人や内部監査部門および主要なグループ会社の監査役と定期的な会合を行い、グループ内における重要な情報を収集して、監査委員会で報告しています。また、社外取締役である監査委員は、常勤監査委員および内部監査部門等から報告を受けるほか、執行役等から会社の重要な事項の報告を受ける等の監査活動を行っています。なお、日常的な監査業務は主として常勤監査委員が担っておりますが、各委員がさらなる調査が必要と判断した場合においては、委員会に報告のうえ、各委員自らが調査できる体制としています。

また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、計11名(うち1名は兼務)を配置しております。なお、うち5名は主要なグループ会社の非常勤監査役を担っており、グループ全体を網羅する監査体制を構築しております。

(監査委員会の活動状況)

当事業年度の監査委員会(指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む)は、合計20回開催され、1回あたりの平均所要時間は3時間20分、年間の議題数は85件です。

当事業年度における各監査役および監査委員の出席状況は、次のとおりです。

<当事業年度における監査役会への各監査役の出席状況>

地位	氏名	出席状況	出席率
常勤監査役(社内)	白井 俊徳	4 / 4回	100%
常勤監査役(社内)	瀧野 良夫	4 / 4回	100%
監査役(社外)	宮田 孝一	4 / 4回	100%
監査役(社外)	藤原 宏高	4 / 4回	100%
監査役(社外)	平田 竹男	4 / 4回	100%

<当事業年度における監査委員会への各監査委員の出席状況>

地位	氏名	出席状況	出席率
常勤監査委員(委員長) (社内取締役)	白井 俊徳	16 / 16回	100%
監査委員(社外取締役)	久保山 路子	16 / 16回	100%
監査委員(社外取締役)	小山田 隆	16 / 16回	100%
監査委員(社外取締役)	古川 英俊	16 / 16回	100%
監査委員(社外取締役)	橋本 副孝	16 / 16回	100%

(監査委員会の主な検討事項)

年間を通じての主な決議、報告および審議・協議の内容は以下のとおりです。

主な決議事項

監査計画および業務分担、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意、監査報告書の作成および提出、等

主な報告および審議・協議事項

執行役等からの報告、グループ主要会社監査役からの報告、執行役会の状況、リスクマネジメント体制およびリスクマネジメントの状況、内部監査の状況、会計監査人の監査状況、会計監査人评价、等

監査委員会は、定期的に執行役社長や取締役会議長と意見交換を行い情報共有を図るほか、執行役会等の重要な会議への出席および執行役等からの報告聴取等を行い、監査の実効性を確保しています。

また、リスクマネジメント部門や内部監査部門から定期的に報告を聴取し、当社および当社グループにおける内部統制システムの構築および運用の状況を監査しています。

加えて、会計監査人と定期的に会合を行い、経営環境の変化が財務諸表に与える影響について意見交換を行うほか、監査上の主要な事項 (Key Audit Matters) について協議を行うなど、必要な連携を図っています。

監査委員会は、以上のような体制および監査活動により、執行役および取締役の職務の執行について適法性および妥当性の監査を実施し、監査の内容を取締役会において定期的に報告し、監査委員ではない取締役との情報共有を図っております。

なお、当事業年度の監査活動は、新型コロナウイルス感染症の影響は生じたものの、Web会議による監査活動の実施など、デジタル技術を活用して適正な監査活動を実施しております。

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査部門 (27名) が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表執行役社長及び監査委員会に報告することとしております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

また、内部監査部門は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

会計監査の状況

(監査法人の名称)

EY新日本有限責任監査法人

(継続監査期間)

56年間

当社は、2008年に株式会社伊勢丹と株式会社三越が株式移転により共同で設立した持株会社であり、上記継続監査期間は株式会社伊勢丹の継続監査期間を含んで記載しております。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員 業務執行社員 梅村 一彦

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 依里

指定有限責任社員 業務執行社員 衣川 清隆

(監査業務に係る補助者の構成)

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士22名、その他 (公認会計士試験合格者等) 34名であります。

(会計監査人の選定方針と選定した理由)

当社監査委員会は、会計監査人の監査活動を每期評価する制度を導入しており、その評価結果等を踏まえて再任の適否を每期判断しております。当事業年度においては、会計監査人から品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制、および監査報酬の見積額等について説明を受け、監査委員会との定期会合等を通じて期中・期末の監査状況を確認し、その監査活動を評価の上、第14期の会計監査人の再任を決定しました。

た。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

(監査委員会による会計監査人の評価)

監査委員会は、会計監査人の品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制および実施状況、監査委員会等とのコミュニケーションの状況等について、毎期評価する制度を導入しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	104	-	112	-
連結子会社	127	-	114	-
計	232	-	227	-

(監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に対する報酬(上記報酬を除く))

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	6	-	11
連結子会社	20	-	20	-
計	20	6	20	11

当社における非監査業務の内容は税務に関するアドバイザリー業務等の委託であります。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、会社法第399条第1項および第4項の同意を得て決定しております。

(監査委員会が監査報酬に同意した理由)

当事業年度の監査報酬について、監査委員会は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等に関する方針

当社では、2020年11月11日開催の報酬委員会にて、役員報酬に関する基本原則を以下の通り決議いたしました。

(社外取締役は含まず)

1. 株主と役員との利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. (目標達成時における)産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性、透明性の確保

上記の基本原則は、当社の「役員報酬ガイドライン」にて、「役員報酬原則」として規定しております。

ロ．役員報酬決定のプロセスに係る事項

上記の「役員報酬原則」を踏まえ、2020年6月15日の指名委員会等設置会社への移行後は、法定の報酬委員会にて「報酬」に関する審議や意思決定を社外取締役主導で行っており、客観性、透明性を確保していま

す。

<報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者>

当社役員の報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者は報酬委員会であります。今年度は委員3名全員を社外取締役としており、その社外取締役は全員、当社の独立性基準を満たしております。また、報酬委員会規程において委員長は社外取締役が担うことと規定しております。なお、恣意性を回避するために、代表執行役社長は委員には含めておりません。

<決定権限者の権限内容及び裁量の範囲>

報酬委員会では、企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、当社の取締役、執行役の報酬に関する方針・制度や、各役員の個別報酬額を決議しています。

八．役員の報酬等の種類とその決定方法について

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」、単年度業績に連動する「賞与」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成しており、その水準については、上記「役員報酬原則 3.」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに当社も每期参画し、報酬制度全体（業績目標達成時）で平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。

役員区分	業績連動報酬以外の報酬（比率）	業績連動報酬	
	基本報酬	賞与（目標達成時）	株式報酬（目標達成時）
取締役 （執行役兼務者除く）	基本報酬×12ヶ月 （約92%）		基本報酬×1ヶ月 （約8%）
執行役 （取締役兼務者含む）	基本報酬×12ヶ月 （60%）	基本報酬×5ヶ月 （25%）	基本報酬×3ヶ月 （15%）

1．基本報酬

取締役、執行役の基本報酬については、「役員報酬ガイドライン」に規定された報酬テーブルに基づき毎月定額で支払われます。

この基本報酬額については、外部のコンサルティング会社が提供する職務分析・評価の手法にてより作成された個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議の上、決議しております。

2．賞与（業績連動の指標、その指標を選択した理由、および支給額の決定方法）

執行役に対しては、報酬原則を反映し目標達成を強く動機づけるために、下記のとおり業績連動型賞与を導入しております。なお、執行役を兼務しない取締役へは賞与支給はありません。

基準賞与額 = 月額基本報酬額 × 5ヶ月

賞与支給額 = 基準賞与額 × 〔1〕支給率（全社業績目標達成度） × 〔3〕配分比率（ウエイト）

+ 基準賞与額 × 〔2〕支給率（個人の定性評価） × 〔3〕配分比率（ウエイト）

〔1〕支給率（全社業績目標達成度）

2008年度の当社設立以来、単年度計画の達成を強く動機づけるため、単年度の連結営業利益の目標額をその指標としてまいりました。

	第10期 （2018年3月期）	第11期 （2019年3月期）	第12期 （2020年3月期）	第13期 （2021年3月期）
連結営業利益目標額	250億円	290億円	300億円	
連結営業利益実績額	244億円	292億円	156億円	209億円

この営業利益目標を達成した場合の支給率を1.00とし、下限（支給率0.00）～上限（支給率2.00）で比例配分となるように設計しております。その上・下限における連結営業利益額は、目標額の絶対水準を鑑みながらメリハリのある設定となるよう每期判断し決定しております。

2020年3月期においては、連結営業利益目標額を300億円、上・下限を目標額±30%に設定し、実績額が下限を下回った結果、賞与における当該部分の支給はありませんでした。

2021年3月期においては、新型コロナウイルス感染症による営業への未曾有の影響が生じる見通しであることを踏まえ、当該部分を不支給とすることを期初に取締役会にて決議いたしました。

〔2〕支給率（個人の定性評価）

執行役の定性評価の支給率は、被評価者と代表執行役社長等の評価者との間で期初に面談し設定した定性

的な目標の実現度を、期末に評価者がS（150%）、A（125%）、B（100%）、C（75%）、D（50%）の5段階で評価し、報酬委員会に諮ることとしております。

〔3〕配分比率（ウエイト）

定性評価の配分比率（ウエイト）についても、每期そのあり方を判断し決定しております。

2021年3月期の設定は、全社業績に対する最終責任者である代表執行役社長については全社業績目標達成度の配分比率を100%とし、その他の執行役についてはその比率を60%としております。

	全社業績目標達成度	個人の定性評価
代表執行役社長	100%	0%
その他の執行役 （代表執行役副社長含む）	60%	40%

代表執行役を含む執行役の賞与については、前述の決定方式のうち、毎期の「全社業績目標額」と「全社業績目標達成度・個人の定性評価の各支給率算出方法」及び役位ごとの「全社業績目標達成度・個人の定性評価の各配分比率（ウエイト）」の原案を期初に作成、また、期末にはあらかじめ設定された計算式にて算出される「全社業績目標達成度における支給額」に加え、評価者による「個人の定性評価」の結果の妥当性についての原案を作成し、報酬委員会で決議しております。

3. 株式報酬（業績連動の指標、その指標を選択した理由、および支給額の決定方法）

取締役、執行役をはじめとする当社グループ役員に対し、株主価値の向上に対する意識を従来以上に高めるとともに、当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブ効果を高めることを目的として、2021年3月期において譲渡制限付株式報酬を導入しております。

金銭報酬債権額	月額基本報酬額×3ヶ月分×150%（非業務執行取締役は月額基本報酬額×1ヶ月分）	
報酬対象期間	1年間	
譲渡制限期間	30年間 ただし譲渡制限期間中に当社グループ全役員のいずれの地位からも任期満了若しくは当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除	
株価連動条件 （譲渡制限解除率）	評価期間	3事業年度
	連動幅	33.3～100% 対TOPIX伸長率が100%のときに譲渡制限が解除される本割当株式の数を100%とした場合に、対TOPIX伸長率に連動して50～150%の範囲で譲渡制限が解除されるように設定。
	連動指標・連動方法	譲渡制限解除率（%）＝当社TSR÷TOPIX伸長率×2/3×100% 1：当社TSR＝（B＋C）÷A 2：TOPIX伸長率＝E÷D A：東証第1部における評価期間開始前3ヶ月間の当社普通株式の終値平均額 B：同市場における評価期間終了前3ヶ月間の当社の普通株式の終値平均額 C：評価期間中の当社の1株あたりの配当額の合計 D：評価期間開始前3ヶ月間のTOPIXの平均額 E：評価期間終了前3ヶ月間のTOPIXの平均額
この株価連動条件は非業務執行取締役には設定してありません。		

なお、本制度に基づき付与された2021年3月期分の譲渡制限株式に対する株価連動条件（譲渡制限解除率）の連動指標の確定は、評価期間とする3事業年度（2020年4月1日～2023年3月31日）終了後となります。

この譲渡制限付株式報酬については、導入初年度における運用上の課題等を総合的に勘案し、2022年3月期以降の対応方法を検討することとし、当社の継続的な成長に向けた健全なインセンティブとして一層機能するよう、その在り方等については引き続き報酬委員会にて審議を継続してまいります。

< 最近事業年度における委員会の活動内容 >

2021年3月期は報酬委員会を全9回開催し、企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、当社の取締役、執行役の報酬に関する方針・制度や、各役員の個別報酬額を審議・決議しています。報酬委員会における審議結果に基づき、譲渡制限付株式報酬制度の導入、および同株式の割当を条件とした金銭報酬債権付与については2020年11月、次年度（2022年3月期）の役員人事体制における基本報酬額案は2021年3月、2021年3月期分の役員賞与支給額案については2021年5月の報酬委員会においてそれぞれ決議しております。

なお、報酬委員会は、前述の当社役員の報酬等に関する基本原則のうち、「3.（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに每期参画し、年収ベースで業績・株価への連動報酬が目標達成時に平均相当となるよう検証しており、また、2021年3月期中には、譲渡制限付株式報酬を導入したことにより、同原則「1.株主と役員との利害一致の促進」「2.業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大」が推進されたと考えています。当該年度に係る取締役等の報酬等の内容については、報酬委員会が役員報酬原則に基づき上記の具体的な基準を決定し当該基準に従い決定したため、前述の当社役員の報酬等に関する基本原則に沿っているものと判断しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		(固定報酬) 基本報酬	(業績連動報酬等) 賞与	(非金銭報酬等) 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	123	112		10	7
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12			2
執行役	195	167	9	19	7
社外役員 (社外取締役)	89	82		7	7
社外役員 (社外監査役)	7	7			3

- (注) 1 上記の取締役の報酬等には、2020年6月15日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への支給額を含めております。
- 2 当社は2020年6月15日開催の第12回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。上記の執行役の報酬等の総額は、移行後に執行役に就任した7名の同年6月15日～2021年3月31日までの在任期間に係るものとなります。その7名のうち取締役を兼務する4名については、移行後の報酬等の総額を取締役としての支給分と執行役としての支給分に分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 3 上記の監査役2名および社外監査役3名は、上記定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。上記の監査役の報酬等の総額は、2020年4月1日から同年6月15日までの在任期間に係るものとなり、監査役を退任後、取締役に就任した社内1名は取締役と監査役の員数に、社外1名は社外取締役と社外監査役の員数に各々重複して記載しております。
- 4 当社の役員賞与は、前述のとおり、業績に連動する算定方法を導入しておりますが、当期につきましてはその算定結果に関わらず、2021年3月期業績の大幅な悪化を勘案し、取締役（執行役を兼務する）への賞与は支給しないものといたします。なお、取締役を兼務しない執行役につきましては、前述の方針に基づき、賞与を支給しております。
- 5 当社は2021年3月期において従来の株式報酬型ストックオプションを改定し、前述の方針に基づき、株価連動条件を付した譲渡制限付株式報酬（日本国非居住者等へは同等の条件の株価連動型金銭報酬）を導入しております。非金銭報酬等には、この譲渡制限付株式（および株価連動型金銭報酬）に係る費用のうち、2021年3月期中に費用計上した額を記載しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び当社グループは、株式の価値変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするいわゆる純投資目的の株式は、保有しておりません。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有し、純投資目的以外の株式として区分しております。

株式会社三越伊勢丹における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社三越伊勢丹については以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式（上場株式）については、毎年の当社取締役会において、個別銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、保有銘柄の状況を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	36	378
非上場株式以外の株式	38	21,987

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	9	取引先持株会の拠出

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	8	465
非上場株式以外の株式	1	151

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
清水建設株式会社	3,230,172	3,230,172	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	2,894	2,729		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	3,165,190	3,165,190	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	1,872	1,275		
ヤマトホールディングス株式会社	484,000	484,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,468	821		
ロイヤルホールディングス株式会社	681,000	681,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,363	1,197		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
松竹株式会社	98,500	98,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,351	1,193		
大正製薬ホールディングス株式会社	165,600	165,600	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,182	1,099		
凸版印刷株式会社	614,107	614,107	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,148	1,016		
東日本旅客鉄道株式会社	144,900	144,900	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,135	1,184		
西日本旅客鉄道株式会社	169,000	169,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,036	1,249		
株式会社松屋	1,115,700	1,115,700	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,024	683		
三井物産株式会社	435,528	435,528	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,002	654		
株式会社ワコールホールディングス	382,467	382,467	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	938	897		
株式会社オンワードホールディングス	2,462,111	2,433,106	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有 2020年度において、取引先持株会の拠出により保有株数が29,005株増加	有
	768	1,155		
株式会社T S Iホールディングス	2,367,400	2,367,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	759	937		
株式会社歌舞伎座	115,000	115,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	557	598		
日本航空株式会社	220,400	220,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	544	438		
高砂熱学工業株式会社*	279,180	279,180	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	481	463		
三菱倉庫株式会社*	135,500	135,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	458	295		
美津濃株式会社*	205,720	205,720	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	447	384		
三菱鉛筆株式会社*	230,000	230,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	367	326		
株式会社三陽商会*	416,337	416,337	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	329	561		
株式会社第四北越フィナンシャルグループ*	62,964	62,964	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	164	148		
株式会社ルックホールディングス*	134,400	134,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	163	102		
新潟交通株式会社*	50,000	50,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	100	99		
株式会社デザート*	52,277	52,277	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	98	66		
SOMPOホールディングス株式会社*	14,597	14,597	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	61	48		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社*	15,600	15,600	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	60	48		
三機工業株式会社*	30,000	30,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	43	36		
株式会社東京會館*	9,000	9,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	27	25		
伊藤忠食品株式会社*	5,000	5,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	27	21		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社百十四銀行 *	13,200	13,200	当社グループの財務活動の円滑化 及び安定化のための保有	有
	22	25		
日本マクドナルド ホールディングス株 式会社 *	4,090	4,007	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有 2020年度において、取引先持株会 の拠出により保有株数が83株増加	無
	20	19		
株式会社商船三井 *	5,025	5,025	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	19	8		
株式会社ツカモト コーポレーション *	9,519	9,519	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	14	10		
三共生興株式会社 *	24,000	24,000	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	13	11		
株式会社リーガル コーポレーション *	4,730	4,730	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	9	11		
三井不動産株式会社 *	2,014	2,014	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	5	3		
株式会社ナイガイ *	3,841	3,841	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	1	1		
株式会社東京ドーム *	-	116,500	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	-	84		

- (注) 1 2020年7月29日開催の当社取締役会において、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、継続保有の合理性を判断しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしていません。
- 2 「-」は当該銘柄を保有していないことを示しております。
- 3 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。
- 4 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井不動産株式会社	260,000	260,000	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	653	248		
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ *	115,500	115,500	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	462	542		
MS&ADインシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社 *	69,500	69,500	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	225	134		

- (注) 1 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。
- 2 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

ア. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	510
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74,301	100,041
受取手形及び売掛金	3 119,441	3 116,415
有価証券	1,718	1,683
商品	38,128	28,907
製品	24	5
仕掛品	2,797	320
原材料及び貯蔵品	629	549
その他	39,007	38,730
貸倒引当金	3,736	4,205
流動資産合計	272,313	282,448
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	478,164	466,423
減価償却累計額	307,257	305,185
建物及び構築物(純額)	170,907	161,238
土地	533,433	521,541
建設仮勘定	5,525	7,649
使用権資産	6,621	4,681
減価償却累計額	1,707	2,408
使用権資産(純額)	4,914	2,273
その他	72,663	69,075
減価償却累計額	52,471	51,524
その他(純額)	20,191	17,550
有形固定資産合計	734,972	710,252
無形固定資産		
ソフトウェア	18,044	15,410
のれん	15	-
その他	22,702	23,453
無形固定資産合計	40,762	38,863
投資その他の資産		
投資有価証券	1 108,743	1 110,558
長期貸付金	229	177
差入保証金	47,968	44,910
退職給付に係る資産	3,539	3,570
繰延税金資産	10,110	3,270
その他	5,201	4,318
貸倒引当金	173	170
投資その他の資産合計	175,618	166,635
固定資産合計	951,353	915,751
繰延資産		
社債発行費	133	102
繰延資産合計	133	102
資産合計	1,223,800	1,198,303

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	79,742	83,140
短期借入金	³ 21,401	³ 31,084
コマーシャル・ペーパー	50,000	50,000
未払法人税等	2,897	1,834
商品券	77,374	80,012
賞与引当金	10,447	6,415
ポイント引当金	9,870	8,581
商品券回収損引当金	32,799	36,154
その他	96,779	80,630
流動負債合計	381,313	377,853
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	64,146	87,800
繰延税金負債	128,011	128,522
退職給付に係る負債	36,150	34,570
関係会社事業損失引当金	100	29
持分法適用に伴う負債	² 1,651	² 2,811
その他	22,266	18,440
固定負債合計	292,325	312,173
負債合計	673,639	690,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,790	50,995
資本剰余金	322,985	323,755
利益剰余金	183,644	138,865
自己株式	19,304	18,654
株主資本合計	538,115	494,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,523	3,240
繰延ヘッジ損益	43	46
為替換算調整勘定	4,625	4,923
退職給付に係る調整累計額	1,962	1,236
その他の包括利益累計額合計	4,229	6,973
新株予約権	1,857	1,447
非支配株主持分	5,958	4,891
純資産合計	550,161	508,275
負債純資産合計	1,223,800	1,198,303

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	1,119,191	816,009
売上原価	796,489	588,443
売上総利益	322,702	227,565
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	18,702	10,312
ポイント引当金繰入額	227	1,248
給料手当及び賞与	83,676	67,075
退職給付費用	4,190	4,134
貸倒引当金繰入額	812	565
減価償却費	27,021	23,629
地代家賃	31,858	25,939
業務委託費	33,426	29,978
その他	107,106	88,155
販売費及び一般管理費合計	307,023	248,542
営業利益又は営業損失()	15,679	20,976
営業外収益		
受取利息	729	490
受取配当金	791	590
持分法による投資利益	2,228	2,003
未回収商品券受入益	5,928	6,722
固定資産受贈益	5,231	3,247
その他	1,499	2,749
営業外収益合計	16,409	15,804
営業外費用		
支払利息	942	893
固定資産除却損	1,233	1,757
商品券回収損引当金繰入額	5,873	6,445
その他	4,267	2,902
営業外費用合計	12,316	11,999
経常利益又は経常損失()	19,771	17,171

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1 6,637	-
投資有価証券売却益	2,450	-
関係会社株式売却益	-	2 7,151
事業譲渡益	649	-
雇用調整助成金等	-	5,998
その他	14	-
特別利益合計	9,751	13,150
特別損失		
固定資産処分損	3 4,293	3 1,205
減損損失	4 10,844	4 6,605
投資有価証券評価損	771	1,230
関係会社株式評価損	-	599
店舗閉鎖損失	5 6,988	5 1,754
事業構造改善費用	6 8,928	6 2,592
新型コロナウイルス感染症による損失	-	7 12,637
その他	-	349
特別損失合計	31,826	26,975
税金等調整前当期純損失()	2,303	30,997
法人税、住民税及び事業税	4,544	2,852
法人税等調整額	5,767	8,231
法人税等合計	10,312	11,083
当期純損失()	12,615	42,080
非支配株主に帰属する当期純損失()	1,428	1,001
親会社株主に帰属する当期純損失()	11,187	41,078

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純損失()	12,615	42,080
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,260	2,933
繰延ヘッジ損益	1	3
為替換算調整勘定	222	677
退職給付に係る調整額	45	725
持分法適用会社に対する持分相当額	1,257	433
その他の包括利益合計	5,179	2,552
包括利益	17,794	39,528
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,404	38,334
非支配株主に係る包括利益	1,390	1,193

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,573	322,770	202,040	9,300	566,084
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	2,513	-	2,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,573	322,770	199,527	9,300	563,571
当期変動額					
新株の発行	217	217	-	-	434
剰余金の配当	-	-	4,681	-	4,681
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	11,187	-	11,187
自己株式の取得	-	-	-	10,004	10,004
自己株式の処分	-	0	-	0	0
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	14	-	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	2	-	-	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	217	214	15,883	10,004	25,455
当期末残高	50,790	322,985	183,644	19,304	538,115

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,448	42	4,964	2,008	9,446	2,077	8,106	585,715
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	2,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,448	42	4,964	2,008	9,446	2,077	8,106	583,202
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	434
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	4,681
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	-	-	-	-	-	11,187
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	10,004
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	0
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,924	0	338	45	5,217	219	2,148	7,585
当期変動額合計	4,924	0	338	45	5,217	219	2,148	33,040
当期末残高	1,523	43	4,625	1,962	4,229	1,857	5,958	550,161

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,790	322,985	183,644	19,304	538,115
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,790	322,985	183,644	19,304	538,115
当期変動額					
新株の発行	205	205	-	-	410
剰余金の配当	-	-	3,422	-	3,422
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	41,078	-	41,078
自己株式の取得	-	-	-	2	2
自己株式の処分	-	343	-	653	309
連結及び持分法適用範囲の変動	-	908	278	-	630
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	205	770	44,778	650	43,153
当期末残高	50,995	323,755	138,865	18,654	494,962

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,523	43	4,625	1,962	4,229	1,857	5,958	550,161
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,523	43	4,625	1,962	4,229	1,857	5,958	550,161
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	410
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	3,422
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	-	-	-	-	-	41,078
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	2
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	309
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	630
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,717	3	297	726	2,744	409	1,066	1,267
当期変動額合計	1,717	3	297	726	2,744	409	1,066	41,885
当期末残高	3,240	46	4,923	1,236	6,973	1,447	4,891	508,275

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,303	30,997
減価償却費	29,635	27,468
減損損失	14,870	7,067
のれん償却額	7	7
貸倒引当金の増減額(は減少)	419	467
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,522	512
受取利息及び受取配当金	1,520	1,081
支払利息	942	893
持分法による投資損益(は益)	2,228	2,003
固定資産受贈益	5,231	3,247
固定資産売却損益(は益)	6,637	9
固定資産処分損益(は益)	5,527	2,934
投資有価証券売却損益(は益)	2,420	346
投資有価証券評価損益(は益)	1,011	1,230
関係会社株式売却損益(は益)	-	7,151
事業譲渡損益(は益)	649	-
雇用調整助成金等	-	5,998
売上債権の増減額(は増加)	15,977	4,558
たな卸資産の増減額(は増加)	5,283	11,605
仕入債務の増減額(は減少)	25,622	3,604
未払費用の増減額(は減少)	3,306	557
未払金の増減額(は減少)	1,288	9,652
その他	379	1,854
小計	21,323	152
利息及び配当金の受取額	3,702	3,463
利息の支払額	961	873
雇用調整助成金等の受取額	-	5,998
法人税等の支払額	7,782	7,543
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,281	1,197
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20	20
定期預金の払戻による収入	387	20
短期貸付金の純増減額(は増加)	120	10,869
有形固定資産の取得による支出	28,128	25,005
有形及び無形固定資産の売却による収入	15,873	1,673
無形固定資産の取得による支出	6,882	6,116
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	5,357	2,690
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	8,985	2,973
敷金及び保証金の回収による収入	3,989	2,723
敷金及び保証金の差入による支出	287	187
事業譲渡による収入	2 898	-
関係会社の清算による収入	952	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	3 11,373
その他	498	350
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,965	4,737

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,231	198
長期借入れによる収入	5,846	47,042
長期借入金の返済による支出	11,000	12,000
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	46,000	-
配当金の支払額	4,704	3,405
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	10,004	2
非支配株主への配当金の支払額	99	75
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	661	-
その他	1,884	1,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,259	29,733
現金及び現金同等物に係る換算差額	141	53
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	26,433	26,247
現金及び現金同等物の期首残高	50,147	76,659
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	0	108
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	79	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 76,659	1 102,797

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38 社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、ライム ツリー シッピングAGは新たに設立したため、(株)三越伊勢丹イノベーションズは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

アイシージェイ デパートメントストアSdn.Bhd.については清算することを決定したため、(株)三越伊勢丹不動産は株式譲渡により、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)レオマート

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 9 社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーC o . , L t d .、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、仁恒伊勢丹商業有限公司、(株)エムアイフードスタイル、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹

なお、当連結会計年度において、仁恒伊勢丹商業有限公司は新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

主として定額法

無形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～11年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～11年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の支払金利
為替予約	外貨建営業債務

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

百貨店事業において、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入取引については、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社を除き、「売上高」及び「売上原価」のいずれにも総額の取引金額を計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
減損損失	3,356
固定資産	609,049

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や事業計画後の売上成長率を総合的に勘案して、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、外部評価機関による不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに事業計画後の売上成長率であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で翌年度のインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2023年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

事業計画後の売上成長率については、百貨店業界を取り巻く経済環境や店舗固有の事象、将来の不確実性を勘案して算定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	19,869

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来課税所得の見積りは、翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や店舗休業の影響を含んだ新型コロナウイルス感染症の影響などについて一定の仮定を設けて織り込んでおり、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

主要な仮定

将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で翌年度のインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2023年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

予測される将来課税所得の見積りについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。緊急事態宣言に伴う店舗臨時休業の長期化など不測の事態が生じた場合には、翌年度において繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。一方で、今後国内におけるワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染症の影響が早期収束に向かうなど、将来の不確実性が低減された場合には、翌年度において繰延税金資産が追加で計上される可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

なお、主な影響として、百貨店事業において、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れるいわゆる消化仕入取引については、これまで顧客から受け取る対価の総額を売上高として認識しておりましたが、顧客への商品等の提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、売上利益相当額を「売上高」に計上することとなります。この結果、当該取引に係る収益は、総額表示から純額表示に変更され、売上高が減少することが見込まれます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 2015年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 2015年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	80,081百万円	81,954百万円

- 2 偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証等を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)
従業員住宅ローン保証	53百万円	従業員住宅ローン保証	40百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注)	7,709百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注)	7,989百万円
保証債務等合計	7,762百万円	保証債務等合計	8,029百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

- 3 貸出コミットメント

(1) 貸手側

クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。

当該業務における未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)
キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	87,949百万円	キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	84,586百万円
実行残高	1,736百万円	実行残高	1,274百万円
差引額	86,212百万円	差引額	83,312百万円

(2) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)
特定融資枠契約の総額	50,000百万円	特定融資枠契約の総額	130,000百万円
借入実行残高	-百万円	借入実行残高	-百万円
差引額	50,000百万円	差引額	130,000百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 前連結会計年度における固定資産売却益の内容は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹相模原店等の売却によるものであります。

- 2 当連結会計年度における関係会社株式売却益は、株式会社三越伊勢丹不動産株式の売却によるものであります。

- 3 前連結会計年度における固定資産処分損は、主に株式会社三越伊勢丹の三越日本橋本店及び伊勢丹新宿本店の改装関連によるものであります。

当連結会計年度における固定資産処分損は、主に株式会社三越伊勢丹の三越日本橋本店の改装関連によるものであります。

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗・その他	建物及び構築物	1,835	ソシエ(東京都渋谷区 他)他
	建設仮勘定	8	
	使用権資産	30	
	ソフトウェア	157	
	その他	928	
店舗	建物及び構築物 その他	2,300 136	静岡伊勢丹(静岡県静岡市)
店舗	建物及び構築物 使用権資産 その他	6 2,010 343	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	921 340 75	イセタンハウス(愛知県名古屋市)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	660 503 24	三越恵比寿店(東京都渋谷区)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	322 360 91	伊勢丹立川店(東京都立川市)
店舗・その他	建物及び構築物 土地 建設仮勘定 その他	459 222 2 77	岩田屋久留米店(福岡県久留米市)
店舗	建物及び構築物 ソフトウェア 差入保証金 その他	498 3 101 85	ミーツ国分寺(東京都国分寺市)
店舗	建物及び構築物 その他	458 166	バンコク伊勢丹(バンコク)
店舗	建物及び構築物 建設仮勘定 差入保証金	1 20 599	伊勢丹府中店(東京都府中市)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	223 292 56	名古屋三越星ヶ丘店(愛知県名古屋市)
その他店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	346 128 66	東京都渋谷区 他
	合計	14,870	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、4,026百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	13	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
	建設仮勘定	2	
	使用権資産	1,343	
	その他	404	
店舗	土地	1,725	札幌三越店(北海道札幌市)
営業用システム	ソフトウェア	821	東京都中央区
店舗	建物及び構築物	403	福岡三越店(福岡県福岡市)
	差入保証金	228	
	その他	77	
店舗	建物及び構築物 その他	267 51	伊勢丹立川店(東京都立川市)
店舗	建物及び構築物 その他	209 58	クアラルンプール伊勢丹(マレーシア)
店舗・その他	建物及び構築物	214	ソシエ(東京都渋谷区 他)他
	使用権資産	50	
	ソフトウェア	59	
	その他	123	
店舗	建物及び構築物 その他	170 33	広島三越店(広島県広島市)
船舶	その他	182	ライム ツリー クルーズズ (オランダアムステルダム)
店舗	建物及び構築物	152	三越恵比寿店(東京都渋谷区)
その他の店舗	建物及び構築物	265	愛知県名古屋市 他
	土地	17	
	ソフトウェア	28	
	のれん	7	
	差入保証金	19	
	その他	133	
	合計	7,067	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、389百万円は「店舗閉鎖損失」、72百万円は「その他」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%～11%で割り引いて算定しております。

5 前連結会計年度における店舗閉鎖損失は、イセタンハウスの営業終了によるもの等であり、主に減損損失4,026百万円等であります。

また、当連結会計年度における店舗閉鎖損失は株式会社三越伊勢丹の三越恵比寿店の営業終了によるもの等であり、減損損失389百万円等であります。

6 前連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社三越伊勢丹のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

当連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社松山三越、株式会社名古屋三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

7 当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症による損失は、緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当社グループ店舗を臨時休業したことにより発生した固定費等（人件費、地代家賃、減価償却費等）であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,091百万円	4,463百万円
組替調整額	1,695百万円	860百万円
税効果調整前	8,395百万円	3,603百万円
税効果額	2,135百万円	669百万円
その他有価証券評価差額金	6,260百万円	2,933百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	66百万円	48百万円
組替調整額	65百万円	66百万円
税効果調整前	0百万円	18百万円
税効果額	0百万円	21百万円
繰延ヘッジ損益	1百万円	3百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	222百万円	677百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	319百万円	490百万円
組替調整額	393百万円	548百万円
税効果調整前	73百万円	1,038百万円
税効果額	28百万円	313百万円
退職給付に係る調整額	45百万円	725百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	1,281百万円	433百万円
組替調整額	23百万円	-百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	1,257百万円	433百万円
その他の包括利益合計	5,179百万円	2,552百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	395,694,754	406,200	-	396,100,954

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加406,200株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,698,790	10,239,844	306	15,938,328

(変動事由の概要) 増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加10,234,400株、及び単元未満株式の買取請求による増加5,444株であります。

減少は、単元未満株式の買取請求による減少306株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,857
合計			-	-	-	-	1,857

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	2,341	6.00	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,280	6.00	2020年3月31日	2020年6月16日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	396,100,954	358,100	-	396,459,054

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加358,100株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	15,938,328	4,598	539,442	15,403,484

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求による増加4,598株であります。

減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少538,900株、及び単元未満株式の買増請求による減少542株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,447
合計			-	-	-	-	1,447

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月15日 定時株主総会	普通株式	2,280	6.00	2020年3月31日	2020年6月16日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	1,141	3.00	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,286	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	74,301百万円	100,041百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	459百万円	494百万円
流動資産のその他	2,817百万円	3,249百万円
現金及び現金同等物	76,659百万円	102,797百万円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の連結子会社である株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインのビルマネジメント事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入は次のとおりです。

流動資産	1,305	百万円
固定資産	3	
流動負債	1,183	
固定負債	101	
事業譲渡益	649	
未実現利益	325	
事業の譲渡価額	1,000	
現金及び現金同等物	101	
差引：事業譲渡による収入	898	

- 3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の売却により株式会社三越伊勢丹不動産が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式売却価額につきましては、譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。

株式売却価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報処理業におけるシステム設備(器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	17,742百万円	16,538百万円
1年超	69,938百万円	74,016百万円
合計	87,680百万円	90,554百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	875百万円	889百万円
1年超	1,304百万円	919百万円
合計	2,179百万円	1,808百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	74,301	74,301	-
(2) 受取手形及び売掛金	119,441	119,441	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,509	4,569	59
その他有価証券	21,941	21,941	-
(4) 差入保証金	47,968	46,897	1,070
資産計	268,162	267,150	1,011
(1) 支払手形及び買掛金	79,742	79,742	-
(2) 短期借入金()	9,401	9,401	-
(3) 社債	40,000	40,281	281
(4) 長期借入金()	76,146	75,685	460
負債計	205,290	205,111	179
デリバティブ取引	0	0	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定してあります。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によってあります。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式, 関係会社株式等	84,011

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	71,852	-	-	-
受取手形及び売掛金	119,441	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	719	2,581	1,209	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	891	243	-	-
差入保証金	1,823	6,705	1,120	625
合計	194,728	9,530	2,329	625

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	10,000	10,000	-	20,000
長期借入金	12,000	23,346	5,800	-	10,000	25,000
合計	12,000	23,346	15,800	10,000	10,000	45,000

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	100,041	100,041	-
(2) 受取手形及び売掛金	116,415	116,415	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,231	3,307	75
その他有価証券	23,687	23,687	-
(4) 差入保証金	44,910	44,074	836
資産計	288,287	287,527	760
(1) 支払手形及び買掛金	83,140	83,140	-
(2) 短期借入金()	7,784	7,784	-
(3) 社債	40,000	39,969	31
(4) 長期借入金()	111,100	110,294	805
負債計	242,025	241,188	836
デリバティブ取引	4	4	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式, 関係会社株式等	85,322

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	97,740	-	-	-
受取手形及び売掛金	116,415	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	891	1,745	594	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	234	-	-	-
差入保証金	2,232	5,183	504	702
合計	217,514	6,929	1,099	702

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	10,000	10,000	-	-	20,000
長期借入金	23,300	5,800	19,500	12,500	30,000	20,000
合計	23,300	15,800	29,500	12,500	30,000	40,000

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	2,833	2,929	96
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	1,676	1,639	36
合計	4,509	4,569	59

2 その他有価証券(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	14,452	8,178	6,273
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	14,452	8,178	6,273
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	6,353	7,224	870
	債券	1,134	1,134	-
	その他	-	-	-
	小計	7,488	8,359	870
合計		21,941	16,537	5,403

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	4,975	2,450	229
合計	4,975	2,450	229

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について970百万円(その他有価証券の株式811百万円、関係会社株式159百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	1,781	1,863	81
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	1,450	1,443	6
合計	3,231	3,307	75

2 その他有価証券(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	20,618	11,650	8,968
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	20,618	11,650	8,968
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	2,834	2,884	49
	債券	234	234	-
	その他	-	-	-
	小計	3,068	3,118	49
合計		23,687	14,768	8,919

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	1,164	440	87
合計	1,164	440	87

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について1,837百万円(その他有価証券の株式1,238百万円、関係会社株式599百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	109	-	0
	ユーロ				
	米ドル				
合 計		110	-	0	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	32	-	0
	ユーロ				
	米ドル				
合 計		99	-	4	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度（非積立型制度であります）が、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	40,423	38,337
勤務費用	2,552	2,499
利息費用	6	6
数理計算上の差異の発生額	335	554
退職給付の支払額	4,551	3,646
連結範囲の変更に伴う変動	13	59
その他	414	414
退職給付債務の期末残高	38,337	36,997

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	6,197	5,727
期待運用収益	63	61
数理計算上の差異の発生額	375	330
退職給付の支払額	157	122
年金資産の期末残高	5,727	5,997

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,768	15,825
年金資産	5,727	5,997
	10,041	9,828
非積立型制度の退職給付債務	22,568	21,171
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	32,610	31,000
退職給付に係る負債	36,150	34,570
退職給付に係る資産	3,539	3,570
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	32,610	31,000

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	2,552	2,499
利息費用	6	6
期待運用収益	63	61
数理計算上の差異の費用処理額	329	441
過去勤務費用の費用処理額	64	106
確定給付制度に係る退職給付費用	2,888	2,993

(注) 上記の退職給付費用以外に退職加算金等として、前連結会計年度で8,928百万円、当連結会計年度で2,592百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	64	106
数理計算上の差異	9	931
合計	73	1,038

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,200	1,093
未認識数理計算上の差異	1,637	706
合計	2,838	1,799

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	34%	32%
株式	18%	23%
一般勘定	38%	35%
その他	10%	10%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度28%、当連結会計年度33%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.0~0.8%	0.0~0.8%
長期期待運用収益率	0.0~1.5%	0.0~1.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,164百万円、当連結会計年度1,112百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	214百万円	- 百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2009年6月29日開催の定時株主総会決議及び 2010年1月29日開催の取締役会決議	2010年1月29日開催の取締役会決議	2011年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び 執行役員9名	株式会社伊勢丹社内取締役 3名、執行役員14名及び株 式会社三越社内取締役4 名、執行役員9名	当社の社内取締役5名及び 執行役員7名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 97,500株	普通株式 242,600株	普通株式 93,000株
付与日	2010年2月26日	2010年2月26日	2011年2月15日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定められていません	定められていません	定められていません
権利行使期間	2011年4月1日～2026年2 月26日	2011年4月1日～2026年2 月26日	2012年3月1日～2027年2 月15日
新株予約権の数(個)(注)2	88 [88] (注)3	248 [248] (注)3	120 [120] (注)3
新株予約権の目的となる株 式の種類、内容及び数 (株)(注)2	普通株式 8,800 [8,800]	普通株式 24,800 [24,800]	普通株式 12,000 [12,000]
新株予約権の行使時の払込 金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)(注)2	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する 事項(注)2	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2011年1月28日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名	当社の社内取締役6名及び執行役員17名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 196,600株	普通株式 245,000株	普通株式 149,600株
付与日	2011年2月15日	2012年2月17日	2012年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2012年3月1日～2027年2月15日	2013年3月1日～2028年2月17日	2013年3月1日～2028年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	212 [212] (注)3	353 [353] (注)3	402 [402] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 21,200 [21,200]	普通株式 35,300 [35,300]	普通株式 40,200 [40,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第19回	第20回	第21回
決議年月日	2013年1月25日開催の取締役会決議	2013年1月25日開催の取締役会決議	2014年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員15名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員15名	当社の社内取締役6名及び執行役員22名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 205,300株	普通株式 154,000株	普通株式 180,000株
付与日	2013年2月15日	2013年2月15日	2014年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2014年3月1日～2029年2月15日	2014年3月1日～2029年2月15日	2015年3月1日～2030年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	366 [366] (注)3	628 [588] (注)3	870 [840] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 36,600 [36,600]	普通株式 62,800 [58,800]	普通株式 87,000 [84,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第22回	第23回	第24回
決議年月日	2014年1月28日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員12名	当社の社内取締役6名及び執行役員23名	株式会社三越伊勢丹執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 61,100株	普通株式 151,400株	普通株式 51,600株
付与日	2014年2月14日	2015年2月17日	2015年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2015年3月1日～2030年2月14日	2016年3月1日～2031年2月17日	2016年3月1日～2031年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	178 [138] (注)3	772 [742] (注)3	225 [171] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 17,800 [13,800]	普通株式 77,200 [74,200]	普通株式 22,500 [17,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第25回	第26回	第27回
決議年月日	2016年1月29日開催の取締役会決議	2016年1月29日開催の取締役会決議	2017年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員21名	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員24名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 130,700株	普通株式 57,700株	普通株式 196,200株
付与日	2016年2月16日	2016年2月16日	2017年2月14日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定められていません	定められていません	定められていません
権利行使期間	2017年3月1日～2032年2月16日	2017年3月1日～2032年2月16日	2018年3月1日～2033年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	936 [871] (注)3	274 [274] (注)3	1,288 [1,288] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 93,600 [87,100]	普通株式 27,400 [27,400]	普通株式 128,800 [128,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第28回	第29回	第30回
決議年月日	2017年1月27日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員16名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 80,100株	普通株式 168,300株	普通株式 117,200株
付与日	2017年2月14日	2017年10月13日	2017年10月13日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2018年3月1日～2033年2月14日	2018年11月1日～2033年10月13日	2018年11月1日～2033年10月13日
新株予約権の数(個)(注)2	302 [302] (注)3	1,341 [1,341] (注)3	549 [523] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 30,200 [30,200]	普通株式 134,100 [134,100]	普通株式 54,900 [52,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第31回	第32回	第33回
決議年月日	2018年6月18日開催の取締役会決議	2018年6月18日開催の取締役会決議	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員8名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名	当社の社内取締役5名及び執行役員6名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 104,500株	普通株式 105,400株	普通株式 123,300株
付与日	2018年7月3日	2018年7月3日	2019年7月2日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2019年8月1日～2034年7月3日	2019年8月1日～2034年7月3日	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	727 [692] (注)3	658 [658] (注)3	1,123 [1,123] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 72,700 [69,200]	普通株式 65,800 [65,800]	普通株式 112,300 [112,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第34回
決議年月日	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役4名及び執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 128,400株
付与日	2019年7月2日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	871 [871] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 87,100 [87,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 当連結会計年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員(当社のグループ役員規程に定義される。以下同様とする。)のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- イ) 会社法に定める取締役及び執行役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
- ロ) 当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員のいずれかを解任された場合
- ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	8,800	24,800	18,100
権利確定(株)			
権利行使(株)			6,100
失効(株)			
未行使残(株)	8,800	24,800	12,000

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	27,600	45,700	61,100
権利確定(株)			
権利行使(株)	6,400	10,400	20,900
失効(株)			
未行使残(株)	21,200	35,300	40,200

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	66,900	85,000	119,400
権利確定(株)			
権利行使(株)	30,300	22,200	32,400
失効(株)			
未行使残(株)	36,600	62,800	87,000

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	29,700	118,200	24,500
権利確定(株)			
権利行使(株)	11,900	41,000	2,000
失効(株)			
未行使残(株)	17,800	77,200	22,500

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	118,400	30,400	172,000
権利確定(株)			
権利行使(株)	24,800	3,000	43,200
失効(株)			
未行使残(株)	93,600	27,400	128,800

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	35,700	155,500	67,300
権利確定(株)			
権利行使(株)	5,500	21,400	12,400
失効(株)			
未行使残(株)	30,200	134,100	54,900

	第31回	第32回	第33回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			123,300
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			123,300
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	84,600	65,800	
権利確定(株)			123,300
権利行使(株)	11,900		11,000
失効(株)			
未行使残(株)	72,700	65,800	112,300

	第34回
会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	128,400
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	128,400
未確定残(株)	
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	128,400
権利行使(株)	41,300
失効(株)	
未行使残(株)	87,100

単価情報

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	円	円	624円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 88,200円	新株予約権 1 個当たり 88,200円	新株予約権 1 個当たり 97,000円

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	644円	631円	614円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 97,000円	新株予約権 1 個当たり 84,500円	新株予約権 1 個当たり 84,500円

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	623円	610円	621円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 88,500円	新株予約権 1 個当たり 88,500円	新株予約権 1 個当たり 114,600円

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	617円	619円	632円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 114,600円	新株予約権 1 個当たり 169,000円	新株予約権 1 個当たり 169,000円

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	627円	606円	616円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 126,600円	新株予約権 1 個当たり 126,600円	新株予約権 1 個当たり 133,600円

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	624円	616円	617円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 133,600円	新株予約権 1 個当たり 121,400円	新株予約権 1 個当たり 121,400円

	第31回	第32回	第33回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	635円	円	617円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 130,200円	新株予約権 1 個当たり 130,200円	新株予約権 1 個当たり 85,400円

	第34回
会社名	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	621円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 85,400円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	1,031百万円	1,212百万円
賞与引当金	3,366	2,050
退職給付に係る負債	10,248	9,777
減価償却費	11,009	9,012
投資有価証券評価損	1,152	1,341
商品券回収損引当金	10,580	11,691
土地等評価損及び減損損失	7,183	5,070
繰越欠損金	23,516	45,324
ポイント引当金	3,047	2,662
その他	6,696	2,204
繰延税金資産小計	77,832百万円	90,348百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	17,747	44,919
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額	30,231	25,559
評価性引当額小計(注)1	47,979	70,478
繰延税金資産合計	29,852百万円	19,869百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	10,842百万円	10,103百万円
その他有価証券評価差額金	1,537	2,207
土地等評価益	52,172	51,665
時価評価による簿価修正額	77,959	76,826
その他	5,243	4,318
繰延税金負債合計	147,754百万円	145,121百万円
繰延税金資産(負債)の純額	117,901百万円	125,251百万円

(注) 1. 評価性引当額が22,499百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3,402	376	773	722	629	17,612	23,516百万円
評価性引当額	3,402	376	773	722	542	11,931	17,747
繰延税金資産	-	-	-	-	86	5,681	(b) 5,768

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金23,516百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5,768百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	339	845	828	466	679	42,163	45,324百万円
評価性引当額	287	845	799	443	679	41,863	44,919
繰延税金資産	52	-	28	23	-	300	(b) 404

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金45,324百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産404百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、887百万円であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、601百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,236百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	142,843	3,376	139,467	215,682

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸等不動産の用途変更(671百万円)、設備投資(351百万円)であります。主な減少額は、賃貸等不動産の用途変更(5,321百万円)、及び減価償却費(1,409百万円)であります。
- 3 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,176百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	139,467	21,780	117,686	202,938

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、設備投資(37百万円)であります。主な減少額は、株式会社三越伊勢丹不動産株式の譲渡による影響(18,228百万円)、賃貸等不動産の用途変更(2,477百万円)、及び減価償却費(1,083百万円)であります。
- 3 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・テナントマネジメント・建物内装等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,032,785	23,015	32,237	1,088,038	31,153	1,119,191	-	1,119,191
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,803	15,579	3,161	21,545	51,264	72,809	72,809	-
計	1,035,589	38,595	35,399	1,109,583	82,418	1,192,001	72,809	1,119,191
セグメント利益	2,203	5,669	5,970	13,843	1,618	15,462	217	15,679
セグメント資産	996,345	208,068	150,310	1,354,725	45,137	1,399,862	176,062	1,223,800
その他の項目								
減価償却費	19,581	2,935	990	23,507	6,339	29,846	211	29,635
減損損失 (注)4	11,015	-	894	11,910	2,960	14,870	-	14,870
持分法適用会社への 投資額	77,618	-	-	77,618	-	77,618	-	77,618
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	31,006	1,251	532	32,791	5,524	38,315	260	38,055

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額217百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 176,062百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 211百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 260百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、4,026百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	749,522	20,464	26,505	796,492	19,517	816,009	-	816,009
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,609	12,078	1,861	16,549	44,139	60,688	60,688	-
計	752,131	32,542	28,367	813,041	63,656	876,698	60,688	816,009
セグメント利益又は損失 ()	30,302	4,450	5,440	20,411	619	21,030	54	20,976
セグメント資産	1,006,800	209,867	120,541	1,337,209	40,454	1,377,664	179,360	1,198,303
その他の項目								
減価償却費	19,112	2,452	801	22,366	5,288	27,654	186	27,468
減損損失 (注)4	5,473	72	9	5,556	1,511	7,067	-	7,067
持分法適用会社への 投資額	80,734	-	-	80,734	-	80,734	-	80,734
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	23,409	1,425	135	24,969	4,564	29,534	49	29,484

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額54百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 179,360百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 186百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 49百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、389百万円は「店舗閉鎖損失」に、72百万円は「特別損失のその他」に含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	7	-	7
当期末残高	-	-	-	-	15	-	15

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	7	-	7
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当連結会計年度に、のれんの減損損失(7百万円)を計上しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)2	9,360	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。当該債務保証につきましては、1,651百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)2	10,800	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。当該債務保証につきましては、2,811百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所 在 地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	杉江 俊彦	-	-	当社取締役代 表執行役社 長 CEO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	21	-	-
役員	竹内 徹	-	-	当社取締役代 表執行役副社 長 CMO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	13	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2020年11月10日(本自己株処分の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	西山電気株 (注)1	東京都 港区	350	電気工 事業	なし	電気設備 工事等の 発注	電気設備 工事等の 発注 (注)2	196	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社取締役西山茂及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の過半数を間接保有しております。

2. 価格等の取引条件については、一般取引と同様に見積書をベースにして、その都度交渉の上で決定しております。

3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	83,720
固定資産合計	221,349
流動負債合計	90,787
固定負債合計	91,984
純資産合計	122,296
売上高	137,789
税引前当期純利益	6,902
当期純利益	5,491

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2019年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	81,678
固定資産合計	204,384
流動負債合計	99,982
固定負債合計	66,769
純資産合計	119,310
売上高	116,163
税引前当期純利益	5,874
当期純利益	4,357

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2020年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,426.61円	1,317.23円
1株当たり当期純損失()	28.90円	107.96円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-円	-円

- (注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	11,187	41,078
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	11,187	41,078
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,162	380,510
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	-	-
(うち新株予約権)(千株)	(-)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年5月12日開催の執行役会において、以下の連結子会社の全株式(発行済株式数の100.0%)をTBCグループ株式会社(以下、TBC)に譲渡することを決定し、同日付で譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

SWPIは子会社である株式会社ソシエ・ワールドを通じて百貨店を中心とする店舗において、エステティック事業やヘア事業・アイビューティー事業を展開しておりました。

本事業を取巻く環境変化、今後の事業の方向性を勘案した結果、今般以下の連結子会社の全株式をTBCに譲渡することが適切であると判断いたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

TBCグループ株式会社

(3) 株式譲渡の時期

契約締結日 2021年5月12日

株式譲渡実行日 2021年7月1日(予定)

(注) 株式譲渡の実行は、公正取引委員会等の関係当局への提出、許認可の取得その他の手続きが完了することを前提としております。

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

SWPホールディングス株式会社

・事業内容 理容業、美容業、化粧品の入・製造・販売等を営む会社の株式の保有
当該会社の事業活動の支配及び管理

・当社との取引関係 当社との間で資金の貸付等の取引関係があります。

株式会社ソシエ・ワールド

・事業内容 理容業、美容業、化粧品の入・製造・販売等

・当社との取引関係 当社との間で業務委託等の取引関係があります。

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の所有株式数

SWPホールディングス株式会社

・譲渡株式数 61,401株

(議決権所有割合: 100.0%)

・譲渡価額 譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。当該価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

・譲渡損益 譲渡損益につきましては、現在精査中です。

・譲渡後の所有株式数 0株(議決権所有割合: 0%)

株式会社ソシエ・ワールド

・譲渡株式数 1株

(当社とSWPホールディングス株式会社の所有株式数を合算した議決権所有割合: 100.0%)

・譲渡価額 譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。当該価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

・譲渡損益 譲渡損益につきましては、現在精査中です。

・譲渡後の所有株式数 0株(議決権所有割合: 0%)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第4回無担保普通社債	2013年 9月2日	10,000	10,000	1.07	無担保社債	2023年 9月1日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第5回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.17	無担保社債	2022年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第6回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.41	無担保社債	2027年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第7回無担保普通社債	2018年 5月25日	10,000	10,000	0.43	無担保社債	2028年 5月25日
合計			40,000	40,000			

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	10,000	10,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,401	7,784	0.42	
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	23,300	0.32	
1年以内に返済予定のリース債務	2,090	1,793	1.81	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	64,146	87,800	0.33	2022年9月30日～ 2027年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	6,755	4,938	3.10	2022年4月～ 2026年11月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	50,000	50,000	0.00	
合計	144,394	175,616	-	

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しております。当該リース債務については、平均利率の算定上含めておりません。
- 3 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社について、IFRS第16号「リース」を適用しております。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,800	19,500	12,500	30,000
リース債務	1,704	1,269	1,253	708

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	131,698	335,701	602,435	816,009
税金等調整前四半期純損失 ()又は税金等調整前当 期純損失 () (百万円)	24,723	31,383	28,645	30,997
親会社株主に帰属する 四半期純損失 ()又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 () (百万円)	30,584	36,786	34,759	41,078
1株当たり四半期純損失 ()又は1株当たり当期 純損失 () (円)	80.44	96.74	91.39	107.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期純損失 () (円)	80.44	16.31	5.33	16.59

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,181	80,894
関係会社短期貸付金	138,336	125,701
未収還付法人税等	1,925	3,069
未収収益	1 7,652	1 8,222
その他	1 236	1 1,070
貸倒引当金	13,090	19,229
流動資産合計	187,242	199,730
固定資産		
有形固定資産		
器具及び備品	2	4
有形固定資産合計	2	4
無形固定資産		
ソフトウェア	-	2
無形固定資産合計	-	2
投資その他の資産		
投資有価証券	513	510
関係会社株式	452,539	451,587
関係会社長期貸付金	102,100	125,300
繰延税金資産	341	257
その他	2	102
投資その他の資産合計	555,497	577,758
固定資産合計	555,499	577,765
繰延資産		
社債発行費	129	102
繰延資産合計	129	102
資産合計	742,872	777,598

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	16,799	28,000
関係会社短期借入金	121,492	116,414
コマーシャル・ペーパー	50,000	50,000
未払金	1 66	1 110
未払費用	1 1,760	1 1,911
賞与引当金	91	30
未払法人税等	-	194
その他	1 279	1 378
流動負債合計	190,489	197,038
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	64,100	87,800
関係会社事業損失引当金	2,794	5,035
債務保証損失引当金	2 1,651	2 2,811
固定負債合計	108,545	135,646
負債合計	299,035	332,685
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,790	50,995
資本剰余金		
資本準備金	19,138	19,343
その他資本剰余金	378,660	378,317
資本剰余金合計	397,799	397,660
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,696	13,466
利益剰余金合計	12,696	13,466
自己株式	19,308	18,657
株主資本合計	441,979	443,465
新株予約権	1,857	1,447
純資産合計	443,836	444,913
負債純資産合計	742,872	777,598

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 10,604	1 15,024
経営指導料	1 7,376	1 7,825
役務収益	1 644	1 878
営業収益合計	18,624	23,728
販売費及び一般管理費合計	1、2 7,778	1、2 8,659
営業利益	10,846	15,069
営業外収益		
受取利息	1 1,284	1 1,346
その他	1 235	1 31
営業外収益合計	1,520	1,377
営業外費用		
支払利息	1 1,166	1 1,162
その他	1 2,305	1 2,895
営業外費用合計	3,472	4,058
経常利益	8,894	12,388
特別利益		
関係会社清算益	1 343	-
特別利益合計	343	-
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,185	5,128
関係会社株式評価損	-	918
関係会社事業損失引当金繰入額	2,240	2,085
特別損失合計	3,426	8,132
税引前当期純利益	5,811	4,256
法人税、住民税及び事業税	3	19
法人税等調整額	84	84
法人税等合計	88	64
当期純利益	5,723	4,191

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,573	18,921	378,661	397,582	11,654	11,654
当期変動額						
新株の発行	217	217	-	217	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	4,681	4,681
当期純利益	-	-	-	-	5,723	5,723
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	217	217	0	217	1,042	1,042
当期末残高	50,790	19,138	378,660	397,799	12,696	12,696

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,303	450,506	-	-	2,077	452,583
当期変動額						
新株の発行	-	434	-	-	-	434
剰余金の配当	-	4,681	-	-	-	4,681
当期純利益	-	5,723	-	-	-	5,723
自己株式の取得	10,004	10,004	-	-	-	10,004
自己株式の処分	0	0	-	-	-	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	219	219
当期変動額合計	10,004	8,527	-	-	219	8,746
当期末残高	19,308	441,979	-	-	1,857	443,836

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,790	19,138	378,660	397,799	12,696	12,696
当期変動額						
新株の発行	205	205	-	205	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	3,422	3,422
当期純利益	-	-	-	-	4,191	4,191
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	343	343	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	205	205	343	138	769	769
当期末残高	50,995	19,343	378,317	397,660	13,466	13,466

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	19,308	441,979	-	-	1,857	443,836
当期変動額						
新株の発行	-	410	-	-	-	410
剰余金の配当	-	3,422	-	-	-	3,422
当期純利益	-	4,191	-	-	-	4,191
自己株式の取得	2	2	-	-	-	2
自己株式の処分	653	309	-	-	-	309
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	409	409
当期変動額合計	650	1,486	-	-	409	1,076
当期末残高	18,657	443,465	-	-	1,447	444,913

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 2015年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 2015年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	7,718百万円	8,410百万円
短期金銭債務	1,493百万円	1,594百万円

2 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	7,709百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹 7,989百万円
計	7,709百万円	計 7,989百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引(営業収益)	18,624百万円	23,728百万円
営業取引(販売費及び一般管理費)	978百万円	1,244百万円
営業取引以外の取引	2,452百万円	2,222百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料手当	2,225百万円	2,785百万円
賞与	1,010百万円	756百万円
外部委託作業費	1,004百万円	1,315百万円

おおよその割合

販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	449,281	448,363
関連会社株式	3,258	3,224
計	452,539	451,587

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	27百万円	9百万円
未払費用	208	177
未払事業税等	76	88
ストックオプション費用	381	293
関係会社株式評価損	9,502	9,733
関係会社事業損失引当金	855	1,541
債務保証損失引当金	505	860
貸倒引当金	4,008	5,888
その他	375	685
繰延税金資産小計	15,941百万円	19,279百万円
評価性引当額	15,600	18,991
繰延税金資産合計	341百万円	288百万円
(繰延税金負債)		
未収還付事業税等	-	30百万円
繰延税金負債合計	-	30百万円
繰延税金資産(負債)の純額	341百万円	257百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.6	0.7
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	56.7	108.1
評価性引当額	27.2	79.7
その他	0.2	1.4
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	1.5%	1.5%

(重要な後発事象)

(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年5月12日開催の執行役会において、保有する連結子会社のSWPホールディングス株式会社及び株式会社ソシエ・ワールドの全株式をTBCグループ株式会社に譲渡することを決定し、同日付で譲渡契約を締結いたしました。

概要については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	器具及び備品	2	3	-	0	4	2
	計	2	3	-	0	4	2
無形固定資産	ソフトウェア	-	2	-	0	2	0
	計	-	2	-	0	2	0

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	13,090	6,139	-	19,229
賞与引当金	91	30	91	30
関係会社事業損失引当金	2,794	2,240	-	5,035
債務保証損失引当金	1,651	1,160	-	2,811

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都府中市日鋼町一丁目1番 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	https://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」（買物割引カード）を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 ただし、12月上旬発行の株主様ご優待カードは同年9月中間期末の株主様名簿に新規登録された株主様を対象に発行いたします。</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計100円（消費税を除く）以上のお買物（割引除外品目を除く）について利用限度額内で10%引きの割引を行います。 発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>30万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、12月上旬発行の株主様ご優待カードのご利用限度額は6月下旬発行の株主様ご優待カードの半額となります。</p> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗（レストラン施設、スーパーマーケット等）、契約施設（ホテル・美術館）等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計100円（消費税を除く）以上の施設のご利用（割引除外品目を除く）で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。（ただし、商品券及び全国百貨店共通商品券は一部店舗・施設ではご利用いただけません。）</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	40万円	500株以上	1,000株未満	50万円	1,000株以上	3,000株未満	100万円	3,000株以上	5,000株未満	150万円	5,000株以上	10,000株未満	200万円	10,000株以上		300万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	40万円																											
500株以上	1,000株未満	50万円																											
1,000株以上	3,000株未満	100万円																											
3,000株以上	5,000株未満	150万円																											
5,000株以上	10,000株未満	200万円																											
10,000株以上		300万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類、確認書	事業年度 第12期	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月15日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2020年6月15日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第13期 第1四半期 第13期 第2四半期 第13期 第3四半期	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日 自 2020年7月1日 至 2020年9月30日 自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2020年7月31日 関東財務局長に提出。 2020年11月13日 関東財務局長に提出。 2021年1月28日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表執行役の異動）の規定に基づく臨時報告書		2021年3月1日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書及び その添付書類	株式のその他の者に対する割当に係る有価証券届出書		2020年11月11日 関東財務局長に提出。
(6) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年11月11日提出の有価証券届出書（株式のその他の者に対する割当）に係る訂正届出書		2020年11月13日 関東財務局長に提出。
(7) 訂正発行登録書			2020年6月16日 関東財務局長に提出。 2021年3月1日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内百貨店事業における店舗固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は2021年3月31日現在において、国内百貨店事業の固定資産609,049百万円を計上しており、当連結会計年度に減損損失3,356百万円を計上している。</p> <p>会社は主要な事業として百貨店業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、緊急事態宣言発出に伴う休業や時短営業を実施した影響で売上高が大幅に減少した。</p> <p>固定資産の減損会計においては、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、減損の兆候がある店舗について減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上している。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方により算定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、事業計画が策定されている期間を超えている期間については、その後の売上成長率に基づき算定している。また、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準として算定している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率やインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに事業計画後の売上成長率である。この主要な仮定は、個別性の高い各店舗固有の状況を反映したもので、不確実性を伴い経営者の判断が介在する。</p> <p>国内百貨店事業における店舗固定資産の評価は、連結財務諸表への潜在的な影響が大きく、主要な仮定に関する不確実性及び経営者による主観的判断並びに鑑定評価にあたっての専門性が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、国内百貨店事業における店舗固定資産の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数を検討した。 ・使用価値の算定に使用した割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、執行役会で承認された翌年度の計画との整合性を検討した。さらに、会社の見積りの偏向の有無や過年度の利益推移との比較、各店舗固有の状況を検討することにより、会社の見積りの精度を評価した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定である国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率やインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに事業計画後の売上成長率について、経営者と議論して主要な仮定を詳細に理解・分析するとともに、過去のトレンドや利用可能な外部データとの比較を行うことにより、会社が採用した主要な仮定を評価した。 ・事業計画後の売上成長率について、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、不動産鑑定評価書の閲覧及び不動産鑑定士への質問を行い、鑑定評価額の前提条件や採用した評価手法、評価額決定に至る判断過程を把握するとともに、マーケット情報等との比較に基づき、外部の不動産鑑定士による鑑定評価額を評価した。

繰延税金資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日現在において繰延税金資産19,869百万円を計上している。</p> <p>会社は過年度及び当期に生じた多額の税務上の繰越欠損金を有しており、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来課税所得の見積りは、翌年度の計画を基礎としており、その主要な仮定は、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響である。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価は、経営者による将来課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる計画は主要な仮定に関する不確実性及び経営者による主観的判断を伴うものであること、また多額の税務上の繰越欠損金を有しており、繰延税金資産の回収可能性を判断する見積可能期間に重要な検討を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高については、税務の専門家を関与させて検討するとともに、その解消スケジュールを検討した。 ・経営者による将来課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる翌年度の計画をはじめとした見積可能期間における将来課税所得の考え方について経営者と議論した。翌年度の計画の検討においては、執行役員によって承認された翌年度の計画との整合性を検証するとともに、会社の見積りの偏向の有無や過年度の計画の達成度合いに基づく見積りの精度を評価した。 ・将来課税所得の見積りにおける主要な仮定である国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響について、経営者と議論して主要な仮定を詳細に理解・分析するとともに、過去のトレンドや利用可能な外部データとの比較を行うことにより、会社が採用した主要な仮定を評価した。 ・将来課税所得の見積りに一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかにつ

いて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 衣 川 清 隆

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。